

# 下水道排水設備施工指針

2026 年版

北名古屋市



## 目 次

第1章	下水道の概要	1
第1節	下水道の役割	1
1	生活環境の改善	1
2	浸水の防除	1
3	公共用水域の水質保全	1
第2節	下水の定義	2
1	汚水	2
2	雨水	2
3	下水道の種類	3
4	排除方式	3
第2章	排水設備の設計	4
第1節	排水設備の概要	4
1	排水設備の定義	4
2	公共下水道と排水設備	4
3	排水設備の種類	5
4	排水設備と法体系	6
5	排水設備の手続	7
6	排水設備指定工事店	8
第2節	設計	9
1	設計図の作成	9
第3節	排水設備用器材規格	15
1	構造・材質	15
第4節	屋内排水設備	16
1	基本的事項	16
2	排水系統	16
3	排水管の設計	17
4	トラップ	20
5	ストレーナー(目皿)	23
6	掃除口	23
7	便器の種類	24
8	阻集器	27
9	排水槽(ビルピット)	30
10	即時排水型排水槽	32
11	間接排水	32
12	通気	34
13	ディスポーザ排水処理システム	37

第5節	屋外排水設備	38
1	基本的事項	38
2	設計	38
3	ますの設置及び構造の基準	39
4	特殊ます	41
5	公共汚水ますの設置と構造	43
第3章	排水設備の施工	44
第1節	基本的事項	44
第2節	屋内排水設備の施工	45
1	配管	45
2	便器等の据付け	46
3	施工中の確認及び施工後の調整	48
4	くみ取便所の改造	48
第3節	屋外排水設備の施工	49
1	排水管の施工	49
2	ますの施工	50
3	浄化槽の処置	51
4	雨水として取り扱うもの	52
第4章	用語の説明	53
関 係 法 令		60

# 第1章 下水道の概要

## 第1節 下水道の役割

下水道の当初の目的は、雨水の排除による浸水の防除、汚水の排除による住宅地周辺環境の向上であり、また、くみ取便所の水洗化による住居環境の改善も主要な目的の一つであった。

戦後は、人口の増加及び工業の発達に伴って汚水が増大し、下水道は新たに公共用水域の水質の保全という重要な役割を担うようになった。

現代の下水道に課せられた役割の重要なものとしては、次の3点がある。

### 1 生活環境の改善

生活あるいは生産活動によって生じる汚水が速やかに排除されずに住居等の生活周辺に停滞すると、悪臭及び蚊や蠅の発生源になるとともに伝染病の発生の可能性も増大する。下水道を整備することにより、くみ取便所は水洗便所になり、汚水が速やかに排除されることによって快適な生活と良好な環境が得られる。

### 2 浸水の防除

下水道は、河川、水路と同じく雨水を排除する機能を有し、雨水を速やかに排除して浸水をなくし、住民の貴重な生命や財産を守る役割を持っている。我が国のように降雨量が多く、かつ、多くの都市が平坦で地盤の低い地域に集中している国では、この機能は特に貴重である。

近年、急速に市街化が進む地域においては、緑地、空地、池、沼等が減少して保水・遊水機能が低下し、また、道路等が舗装されて、雨水の地下への浸透や貯留能力が減少して雨水の流出量が増大するようになってきた。このため在来の雨水排除施設では排除しきれずに浸水被害を招いている例が多く、雨水排水施設の拡張や雨水の浸透、一時貯留など新たな対応策が実施されている。

### 3 公共用水域の水質保全

河川、湖沼、海等の公共用水域に未処理の汚水が放流されると公共用水域の水質が悪化し、上水道の水源に影響を与えるばかりでなく、漁業、農業用水、工業用水等にも悪影響を与える。

下水道は、直接公共用水域に放流されていた汚水を処理してから放流するものであり、公共用水域の水質汚濁防止に最も大きな効果が期待できる施設である。また、近年は水辺環境の改善に果たす役割がますます重要となってきた。

以上のように、下水道の役割は多面にわたっているが、これらに加えて高度処理した処理水を水洗便所の洗浄水など雑用水あるいは修景用水として、貴重な水資源の有効利用という観点から再利用が進められている。

また、最近では、舗装材など汚泥の資源化、汚泥の乾燥等による燃料化、冷暖房の熱源としての下水道の熱利用、消化ガスの有効利用、管きょ内に光ファイバーケーブルを敷設し、情報通信網としての活用等、下水道の役割はますます多様化、拡大している。

## 第2節 下水の定義

下水とは、下水道法第2条において、『生活もしくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、もしくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。』と規定しているが、発生形態により生活もしくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられる。

また、下水を性状等で区分すると、し尿を含んだ排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水及び降雨等に分類することができる。

この下水を汚水と雨水に区分し例示すると、次のとおりとなる。

### 1 汚水

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 屋外洗場等からの排水(周囲からの雨水の混入がないもの。)
- ④ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑤ その他雨水以外の排水

### 2 雨水

- ① 雨水
- ② 地下水(地表に流れ出てくる湧水)
- ③ 雪どけ水
- ④ 冷却水
- ⑤ ドレン排水
- ⑥ その他の自然水

### 3 下水道の種類

下水道法によれば、その事業の執行上の態様と果たす機能やその構造などによって、流域下水道、公共下水道及び都市下水路に大別される。

#### (1) 流域下水道

流域下水道とは、その流域内にある2つ以上の市町村の下水を集めるための幹線管渠と、その下水を処理するための終末処理場から構成されており、原則として都道府県が設置するものである。

#### (2) 公共下水道

公共下水道とは、主に市街地の下水を道路の地下に網の目のように布設した管渠(大部分が暗渠)で集め、末端に設置された終末処理場又は終末処理場を持つ流域下水道に接続して下水を処理するもので、原則として市町村が設置、管理するものである。

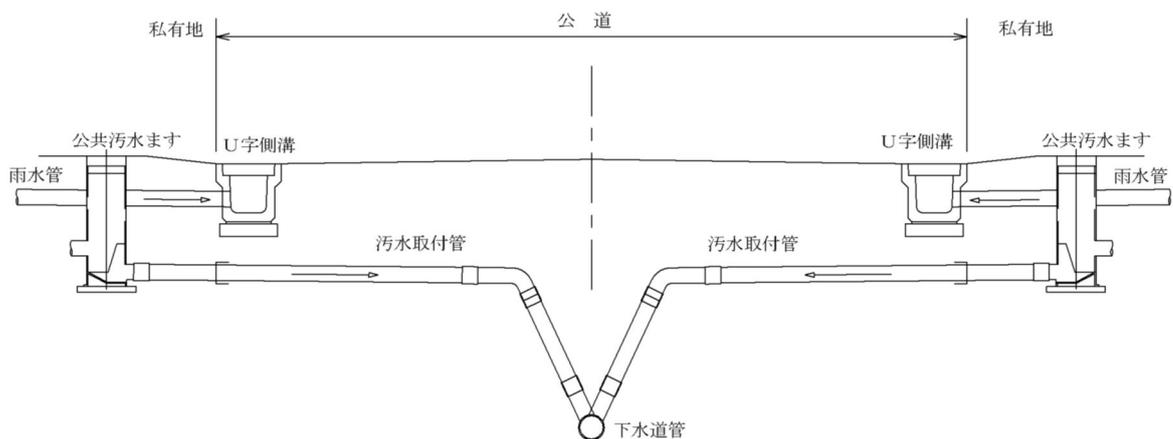
#### (3) 都市下水路

都市下水路とは、主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開渠を原則とする下水道であり、その規模が政令で定める規模以上のもので、かつ、市町村が下水道法第27条の規定により指定したものをいう。

### 4 排除方式

下水の排除方式には合流式と分流式の2つの方式がある。合流式は汚水と雨水を同一管渠で流す方式で、分流式は汚水と雨水を別々の管渠で流す方式である。分流式は雨天時に汚水を直接放流することがないので、公共用水域の水質汚濁防止上有利である。また、在来の水路等の雨水排水施設を有効に利用することができる場合は、経済的に下水道を普及することができる。しかし、合流式に比べて汚水管きょや水処理施設の規模が小さいこと等から、排水設備の設計、施工にあたっては、雨水の汚水管きょへの混入や汚水ますから雨水の浸入がないようにしなければならない。

本市では分流式を採用している。



下水道の標準構成図 (分流式)

## 第2章 排水設備の設計

### 第1節 排水設備の概要

#### 1 排水設備の定義

排水設備は、下水道法第10条において、「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設をいう。」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないものである。

なお、水道法では、水道の末端設備すなわち給水装置については「配水管から分岐して設けられた給水管及び給水用具」（水道法第3条第9項）と規定しており、給水用具は、給水栓（じゃ口）及び水洗便所のタンク内のボールタップを含むとしている。

このことから、汚水を排除する排水設備の範囲については、水道の給水用具を受ける設備、すなわち給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含む。ただし、水洗便所のタンクは、機能上便器と一体となっているため、排水設備として扱う必要があり、また、洗濯機及び冷蔵庫等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。

#### 2 公共下水道と排水設備

公共下水道は、原則として地方公共団体が公費をもって公道等に設けるものであるが、排水設備は原則として個人、事業場等が私費をもって自己の敷地内に設けるものをいい、その規模は公共下水道より小さいがその目的及び使命は、公共下水道となんら変わることはない。



#### 4 排水設備と法体系

##### (1) 供用開始の公示(下水道法第9条)

公共下水道が設置され、使用できる状態になると、下水道法第9条の規定により供用開始の公示がされる。供用開始の公示がされた区域を排水区域といい、終末処理場が完成し、下水処理ができる区域を処理区域という。

公示については告示等により、広く一般住民に知り得るようにし、更に関係図書についても閲覧できるようにしておく必要がある。

この公示は重要な意味をもち、ただ単に下水道の使用ができるようになったということのみでなく、この公示によって、排水設備の設置義務、処理区域内のくみ取便所の水洗化の義務が生じることになる。

##### (2) 排水に関する受忍義務(下水道法第11条)

公共下水道が布設されていても、他人の土地を通さないと下水を公共下水道に流入させることができない場合もある。

このような場合に、下水道法第11条に他人の土地や排水設備を使用できると定めている。ただし、このような場合でも、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

また、その土地を利用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならないし、その土地を利用することによって他人に損失を与えた場合は、その損失を補償しなければならないと定められている。

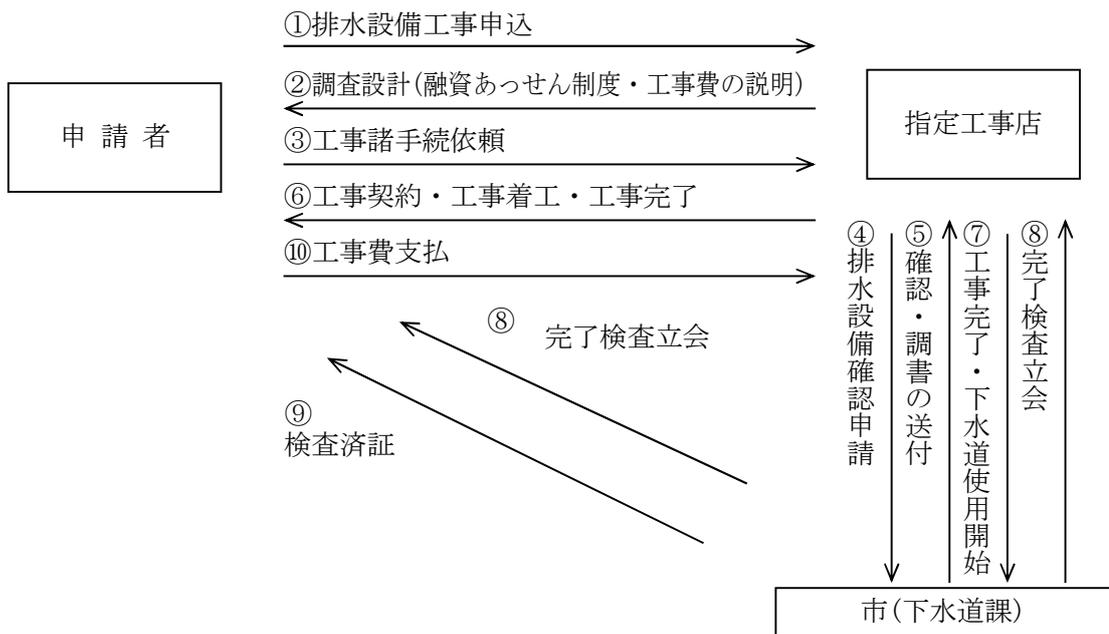
このように下水道法に定められているからといっても、現実には所有者に無断で排水設備を設置することはできない。他人の財産を使用するのであるから、所有者の承認を受けることが必要である。

##### (3) 水洗便所への改造義務(下水道法第11条の3)

建築基準法第31条では処理区域内において、くみ取便所を設置することを禁止している。

下水道法においても、第11条の3で「水洗便所への改造義務」が規定され、改造資金の調達が困難である場合など相当の理由がないかぎり、建築物の所有者は処理区域に公示された日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない。

## 5 排水設備の手続



### ④において必要な書類

- (1) 排水設備等計画確認申請書 (2) 排水設備調書(新設・増設・改築)
- (3) 設計図書

### ⑤において必要な書類

- (1) 排水設備等計画確認申請書(確認済) (2) 排水設備調書(新設・増設・改築)

### ⑦において必要な書類

- (1) 排水設備等工事完了届 (2) 公共下水道使用開始等届
- (3) 完了図面2部(1部は完了検査用) (4) 公共汚水ます設置工事完了届 ※ 対象工事のみ
- (5) 写真

## 6 排水設備指定工事店

排水設備の工事は誰でもができるというものではない。それは下水道事業が多く家庭、事業場等から汚水を集め、処理場まで運び、処理するという公共性の強い事業であるからに他ならない。もし、工事が不完全で適切な施工がなされないと、下水が流れにくい、排水管や「ます」がすぐ壊れる、詰ったり、臭気やガスが家の中に入り込むといったことが起こり、使用者の生活に直接影響を及ぼすと同時に、公共下水道も十分な効果を発揮できず、場合によっては施設に損傷を与えることにもなりかねない。このため、工事の施行業者については一定の資格要件を設け、公共事業の一端を担うに足る工事業者として認められた者に限っている。

この制度は、北名古屋市下水道条例及び北名古屋市排水設備指定工事店規則にて定められており、指定を受けるには次の要件を備えることとしている。

- (1) 指定工事店の指定の基準は、次の要件を備えていなければならない。
  - ア 責任技術者が1人以上登録されていること。
  - イ 管の切断用、加工用及び接合用の機械器具を有していること。
  - ウ 愛知県内に営業所があること。
  - エ 北名古屋市下水道条例に定める欠格条件に該当しないこと。
- (2) 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則が定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努め、次の事項を遵守しなければならない。
  - ア 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
  - イ 工事は、適正な工費で施工し、工事契約は、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示した上で締結すること。
  - ウ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
  - エ 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
  - オ 工事は、排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
  - カ 責任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計し、及び施工しないこと。
  - キ 工事の完了後1年以内に生じた故障等は、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
  - ク 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。
- (3) 指定工事店が次のいずれかに該当したときは、指定の取り消し又は一時停止を行う。
  - ア 指定工事店が上記(1)の要件に適合しなくなったとき。
  - イ 責任技術者の登録を受けていない者が、職務を行ったとき。
  - ウ 指定工事店が上記(2)に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
  - エ 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - オ 不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。

## 第2節 設 計

排水設備の設計にあたっては、関係法令等に定められている排水設備の設置及び構造の技術上の基準等に従い、施工性、経済性、耐水性、耐久性、安全性、維持管理及び必要により耐震性の配慮をし、敷地・建築物の利用計画、現場状況等を十分に考慮し、適切な機能を備えた排水設備とする。

### 1 設計図の作成

#### (1) 位置図

申請地、方位、目印となる付近の建物等を表示する。

#### (2) 平面図・配管立図

ア 縮尺は1/200程度とし、一見して工事全貌を知ることができるものとする。

イ 正確かつ簡単明瞭に作図する。

ウ 配管立図は建築設計図の給排水設備図又は衛生設備設計図がある場合は、これに代えてもよい。

#### (3) 構造詳細図

グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等がある場合は、縮尺1/20程度のその機能が分かる構造図を作成する。

以下の数値基準、凡例により作図する。

記入数値の単位及び端数処理

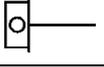
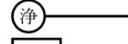
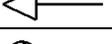
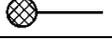
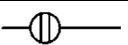
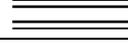
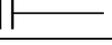
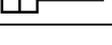
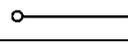
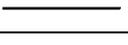
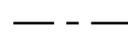
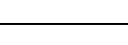
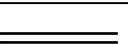
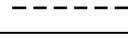
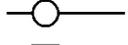
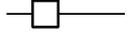
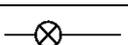
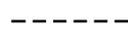
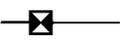
種 別	単位	記 入 数 値	記 載 例	
排 水 管	延 長	m	小数点以下第2位まで	5.75
	こう配		小数点以下第1位まで	2.0/100
	管 径	mm	単位止	100
ま す	内 径	cm	単位止	15
	深 さ	cm	単位止	30
	天 端 高	cm	単位止	(+15)
掃除口の口径	mm	単位止	75	

注) 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

排水管延長は小数点以下第2位を0か5にする。(二捨三入、七捨八入)

必要に応じて小数点以下第3位まで記載する。

設計図凡例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してある ものは除く。	浄 化 槽	 	現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器・洗面器			底部有孔ます	 	丸ます 角ます
床 排 水 口			公共汚水ます		
ト ラ ッ プ			公共雨水ます		
掃 除 口			側 溝 (道 路)		
露 出 掃 除 口			ト ラ ッ プ ま す	 	丸ます 角ます
阻 集 器			雨 ど い		
排 水 管			境 界 線		黒又は青
通 気 管			建 物 外 壁		同上
立 管			建 物 間 仕 切 り		同上
排 水 溝 ( 宅 地 内 )			新設管 (合流管 又は汚水管)		赤色
汚 水 ま す	 	丸ます 角ます	雨 水 管		緑色
ド ロ ッ プ ま す ( 汚 水 )	 	丸ます 角ます	撤 去 管		黒色
分 離 ま す			既 設 又 は 在 来 管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
雨 水 ま す	 	丸ます 角ます	鋼 管	GP	
ド ロ ッ プ ま す ( 雨 水 )	 	丸ます 角ます	陶 管	TP	
陶 管	TP		陶 製 卵 形 管	ETP	
陶 製 卵 形 管	ETP		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 管	CP	
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 管	CP		耐 火 二 層 管	FDP	
耐 火 二 層 管	FDP		浸 透 管		緑色
浸 透 管			床 下 集 合 配 管 部		
床 下 集 合 配 管 部			デ ィ ス ポ ー ザ ー ( 排 水 処 理 シ ス テ ム 型 )		

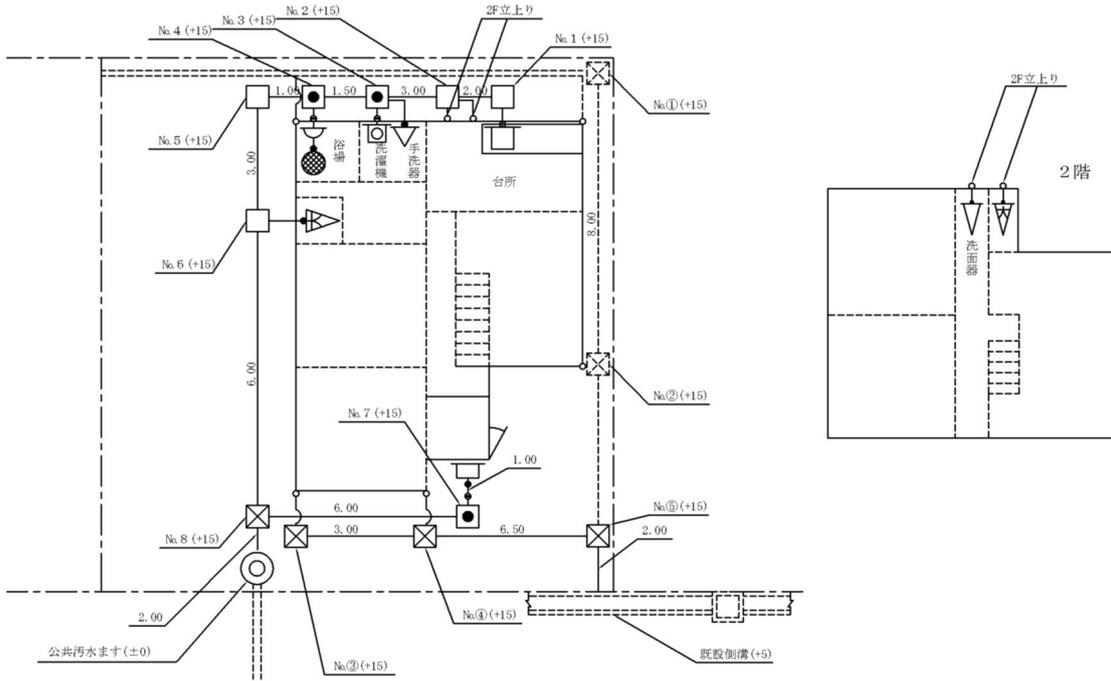
注) 既設のます等は破線で表示する。

平面図の記載方法

種 別	記 載 内 容	記 載 例
排 水 管	管 径 管 種 こ う 配 延 長	
汚 水 ま す	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
雨 水 ま す	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 泥だめの深さ	
トラップます ( J 形 ・ T 形 )	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
トラップます ( 1 L 形 ・ 2 L 形 )	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ トラップ封水深 泥だめ深	
排 水 ( U 形 )	内のり 深 さ こ う 配 延 長	
ドロップます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 落 差	<p>平面図</p> <p>断面図</p>
掃 除 口	掃除口番号 口 径	
露 出 掃 除 口	掃除口番号 口 径 管 種	
トラップ付掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	

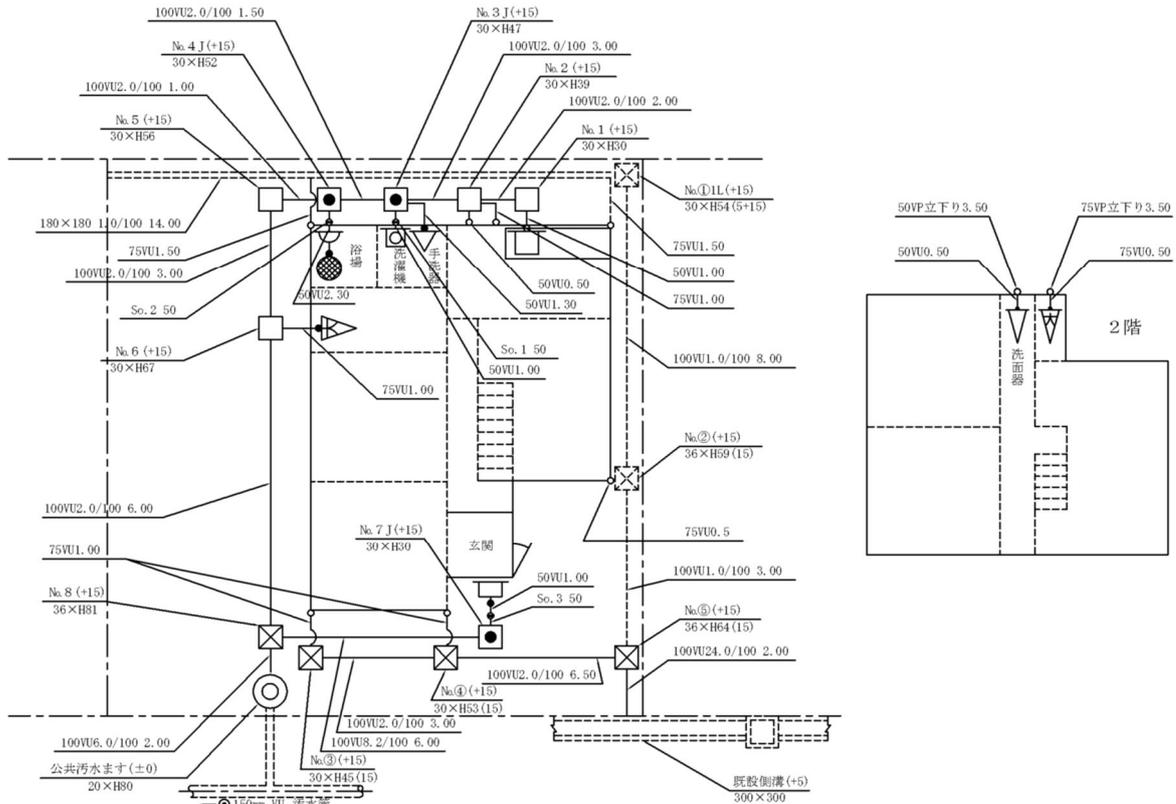
注) 雨水ますのます番号は○で囲む表示とする。

設計例



注) 公共汚水ますの天端高を仮水準点 (天端高を±0m) とする。  
破線は既設を示す。

平面図 (配置図) の例



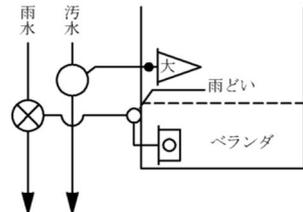
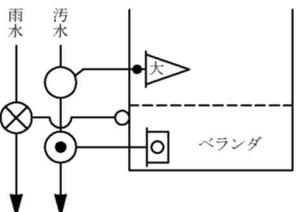
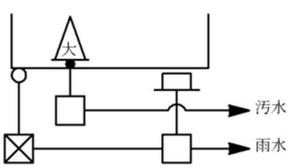
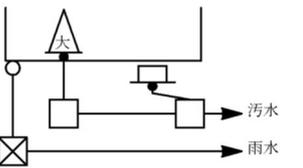
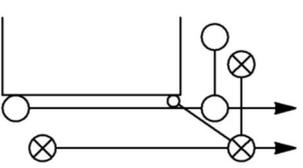
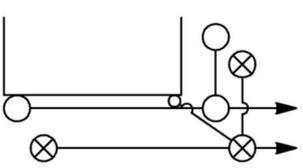
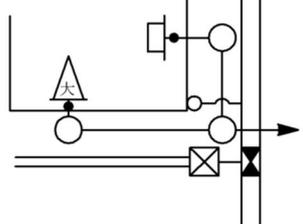
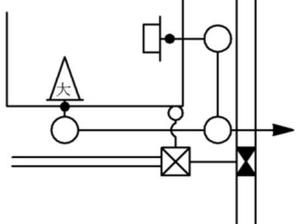
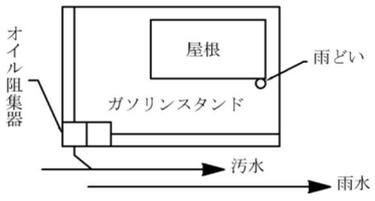
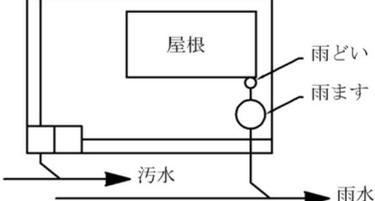
注1) ますの上流と、下流には管底差をつける。汚水ますでは、汚物等の戻りがあるので便所からの排水管との会合点に設けるますは、特に落差を必要とするためますは5cmとし、他は2cmとした。

2) 既設公共汚水ますの天端高を仮水準点 (天端高を±0m) とする。破線は既設を示す。

平面図 (配置立図を省略した場合の例)

誤りやすい設計例

誤っている設計	正しい設計	説明
		<p>排水管の最小径、ますの大きさの規定に従う。</p>
		<p>敷地雨水排水を目的としてU形側溝を使用する場合は、必ず雨水ますで受けて排水する。</p>
		<p>便所の汚水が流入する排水管に流し等からのトラップを有しない排水管を接続する場合は J 形トラップます又は T 形トラップますを設置する。</p>
		<p>排水管路径の 120 倍を超えない範囲内にますを設置する。 (下水道法施行令第 8 条)</p>
		<p>ますとますの間の距離が排水管路径の 120 倍を超える場合には、掃除口ではなくますを設ける。</p>
		<p>排水管の流れに支障をきたさないように接続する。</p>
		<p>3 方向からの排水をまとめて 1 方向へ流すと、同時排出による流れの乱れや固形物の停滞により悪影響が出るので接続位置をずらす。 (会合点でますを設置できない例)</p>
		<p>既設のます及び排水管が使用できる場合に、有孔ふたは、密封ふたに替え底部にインバートを設置する。</p>

誤っている設計	正しい設計	説明
		<p>洗濯機の排水を雨どいや雨水管に接続してはならない。必ず污水管に接続させる。</p>
		<p>外流しにはトラップを設置し、污水管に接続させる。</p>
		<p>管の交差部分の平面図は排水管が立体的に交差していることを表示する。 (接続方法としてはよい。)</p>
		<p>L U形側溝へ雨水管を接続する場合は、維持管理用のふたを有する箇所とする。</p>
		<p>分流区域内のガソリンスタンドの屋根の雨水は、床面に流出させず雨水管又は側溝等の雨水排水施設に接続する。</p>

## 第3節 排水設備用器材規格

### 1 構造・材質

#### (1) 一般事項

排水設備に使用する材料及び衛生器具の構造・材質は、次の事項を考慮して選定する。

ア 水質、水圧、水温、外気温、その他に対し材質が変化せず、かつ強度が十分にあつて、長期の使用に耐えられる。

イ 管理、操作が容易であるとともに、設備の保全の面から定期的に部品の交換が行えることも必要であり、ときには故障等のための部品の取り換えを行うことができる。

ウ 原則として規格品を用いる。規格のないものについては、形状・品質・寸法・強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定する。

なお、一度使用した器具又は材料は、材質や強度、耐久性その他についての的確な判断が困難であるので再利用しない。

#### (2) 規 格

規格には次のものがある。

ア 日本工業規格(JIS)

イ 日本農林規格(JAS)

ウ 日本下水道協会規格(JSWAS)

エ 日本水道協会規格(JWWA)

オ 空気調和・衛生工学会規格(SHASE-S)

## 第4節 屋内排水設備

屋内排水設備は、屋内の衛生器具から排出される汚水や屋上等の雨水を円滑に、かつ速やかに屋外排水設備へ導くための設備とする。

### 1 基本的事項

屋内排水設備の設置に当たっては、次の事項を考慮する。

- (1) 排水系統は、排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。
- (2) 建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。
- (3) 大きな流水音、異常な振動、排水の逆流などが生じないようにする。
- (4) 衛生器具は、数量、配置、構造、材質等が適正であり排水系統に正しく接続されたものとする。
- (5) 排水系統と通気系統が適切に組み合わせられたものとする。
- (6) 排水系統、通気系統ともに、十分に耐久性を有し保守管理が容易にできるものとする。
- (7) 建築工事、建築設備工事との調整を十分に行う。

### 2 排水系統

排水系統は、屋内の衛生器具の種類及びその設置位置に合わせて汚水、雨水を明確に分離し、建物外に確実に、円滑かつ速やかに排除されるよう定める。

#### (1) 排水の性状等による分類

##### ア 汚水排水系統

大便器、小便器及びこれと類似の器具(汚物流し・ビデ等)の汚水を導く系統をいう。

##### イ 雑排水系統

アの汚水を含まず、洗面器、流し類、浴槽、その他の器具からの排水を導く系統をいう。

##### ウ 雨水排水系統

屋根及びベランダ等の雨水を導く系統をいう。なお、ベランダ等に設置した洗濯機の排水は、雑排水系統へ導く。

##### エ 特殊排水系統

工場、事業場等から排出される有害、有毒、危険、その他望ましくない性質を有する排水を他の排水系統と区別するために設ける排水系統をいう。

公共下水道へ接続する場合には法令等の定める処理を行う施設(除害施設)を経由する。

## (2) 排水方式による分類

### ア 重力式排水系統

排水系統のうち、地上階など建物排水横主管が公共下水道本管より高所にあり、建物内の排水が自然流下によって排水されるものをいう。

### イ 機械式排水系統（低位排水系統）

地下階その他の関係等で、排除先である公共下水道本管より低い位置に衛生器具又は排水設備が設置されているため、自然流下による排水が困難な系統をいい、排水をいったん排水槽に貯留し、ポンプでくみあげる。

## 3 排水管の設計

### (1) 排水管

排水管は、次の事項を考慮して定める。

ア 配管計画は、建築物の用途・構造、排水管の施工、維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。

イ 管径及びこう配は、排水を円滑かつ速やかに流せるように定める。

ウ 使用材料は、用途に適合するとともに欠陥、損傷がないもので、原則として、規格品を使用する。

エ 排水管の沈下、地震による損傷、腐食等を防止するため、必要に応じて措置を講じる。

オ 排水設備は分流式とし、汚水系統と雨水系統を別系統とする。

### (2) 排水管の種類

屋内排水設備の排水管には、次のものがある。（次頁参照）

#### ア 器具排水管

衛生器具に付属又は内蔵するトラップに接続する排水管で、トラップから他の排水管までの間の管をいう。

#### イ 排水横枝管

1本以上の器具排水管からの排水を受けて、排水立て管又は排水横主管に排除する横管（水平又は水平と45°未満の角度で設ける管）をいう。

#### ウ 排水立て管

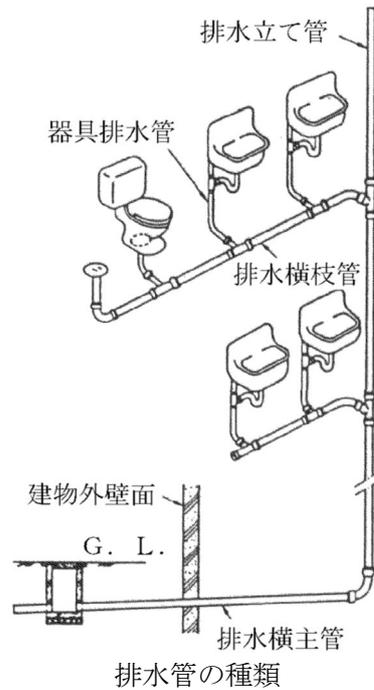
1本以上の排水横枝管からの排水を受けて、排水横主管に排除する立て管（鉛直又は鉛直と45°以内の角度で設ける管）をいう。

#### エ 排水横主管

建物内の排水を集めて屋外排水設備に排除する横管をいう。建物外壁から屋外排水設備のますまでの間の管もこれに含める。

#### オ 排水ヘッダー（床下集合配管システム）

保守点検、補修、清掃等の維持管理が容易にできるよう、床下に十分なスペースを有する点検口を確保すること。床下に設置する排水ヘッダーから、ますの間は直線とする。管径は75mm以上で、適切な支持、固定をし、逆流や滞留が生じないように確実に設置する。



(3) 管 径

排水管の管径については、以下の基本的事項(基本則)が定められている。

ア 器具排水管の管径は器具トラップの口径以上で、かつ 30mm 以上とする。衛生器具の器具トラップの口径は、次の表とする。

器具トラップの口径(排水管径)

器 具	最小口径 (mm)	器 具	最小口径 (mm)
大便器	75	浴槽(洋風)	40
小便器(小型)	40	ビデ	30
小便器(大型)	50	調理流し*	40
洗面器(小・中・大型)	30	掃除流し	65
手洗い器	25	洗濯流し	40
手術用手洗い器	30	連合流し	40
洗髪器	30	汚物流し	75
水飲み器	30	実験流し	40
浴槽(和風)*	30		

(SHASE-S206-2009)

(注) \*住宅用のもの

イ 排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の流下方向の管径を縮小しない。

ウ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。

エ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、どの階においても建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。

オ 地中又は地階の床下に設ける排水管の管径は、50mm 以上が望ましい。

(4) こう配

排水横管のこう配は、以下を標準とする。

排水横管の管径とこう配

管径(mm)	こう配(最小)
65以下	1/50
75・100	1/100
125	1/150
150	1/200
200	1/200
250	1/200
300	1/200

(SHASE-S206-2009)

(5) 管種

屋内配管には、配管場所の状況や排水の水質等によって、鋳鉄管、鋼管等の金属管やプラスチック管等の非金属管又は複合管を使用する。

地中に埋設する管は、建物や地盤の不同沈下による応力や土壌による腐食を受けやすいため、排水性状、耐久性、耐震性、経済性、施工性等を考慮して適したものを選択する。

建築物の壁面等を貫通する場合は、該当貫通部分に配管スリーブを設ける等、管の損傷防止のための措置を講じる。

管の伸縮、その他の変形により管に損傷が生じるおそれがある場合は、伸縮継手を設ける等して損傷防止のための措置を講じる。

管を支持又は固定をする場合は、つり金物や防振ゴムを用いる等、地震その他の振動や衝撃を緩和するための措置を講じる。

屋内配管に用いられる主な管材は次のとおりである。

ア 鋳鉄管(C I P)

ねずみ鋳鉄製で、耐久性、耐食性に優れ、価格も他の金属管に比べて安く、屋内配管の地上部、地下部を一貫して配管することができるので、比較的多用されている。

管種には、直管(1種、2種)と異形管(鉛管接続用を含む。)があり、呼び径50~200mmがある。継手は、コーキング接合とゴム輪接合がある。

イ ダクタイル鋳鉄管(D I P)

耐久性、耐食性に優れ、ねずみ鋳鉄製のものより強度が高く、じん(靱)性に富み衝撃に強い。一般的に圧力管に使用される。

管種には、直管及び異形管があり、呼び径75mm以上がある。継手は、主にメカニカル型が使用されている。

ウ 鋼管(S P)

じん性に優れているが、鋳鉄管より腐食しやすいので、塗装されているものが一般的である。継手は、溶接によるのが一般的である。

エ 硬質塩化ビニル管(V U・V P)

耐食性に優れ、軽量で扱いやすいが、比較的衝撃に弱くたわみ性がある。耐熱性にやや難がある。管種には、V PとV Uがあり、屋内配管には戸建住宅を除きV P管が使用されている。屋内配管の継手は、ソケット継手で接着剤によるのが一般的である。

## オ 耐火二層管

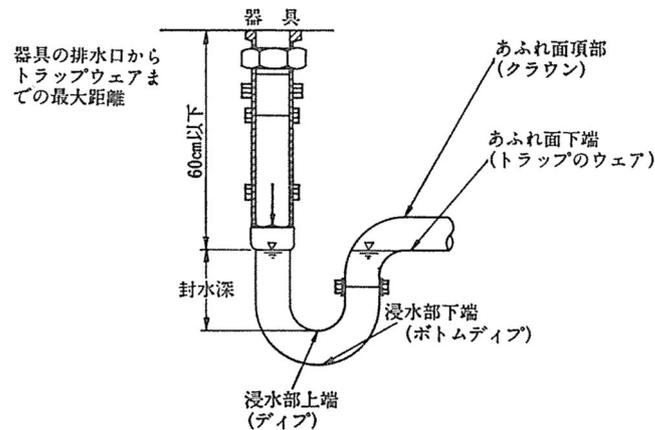
硬質塩化ビニル管を軽量モルタル等の不燃性材料で、被覆して耐火性をもたせたものである。この耐火二層管は、鋳鉄管や鋼管に比べて経済的で施工性もよいため、屋内配管が耐火構造の防火壁等を貫通する部分などに使用する。

## 4 トラップ

排水管へ直結する器具には、原則としてトラップを設ける。

衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

衛生器具と屋外ますの間に器具トラップとますトラップの両方をつけることを二重トラップといい、排水がスムーズにできなくなるため避けること。



トラップ各部の名称

### (1) トラップの構造

ア 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止することができる構造とする。(封水が破られにくい構造であること。)

イ 汚水に含まれる汚物等が付着し又は沈殿しない構造とする。(自己洗浄作用を有すること。)

ウ 封水深を保つ構造は、可動部分の組合わせ又は内部仕切り板等によるものでないこと。

エ 封水深は5cm以上10cm以下とし、封水を失いにくい構造とする。

オ 器具トラップは、封水部の点検が容易で、かつ掃除がしやすい箇所に十分な大きさのねじ込み掃除口のあるものでなければならない。ただし、器具と一体に造られたトラップ、又は器具と組み合わされたトラップで、点検又は掃除のためにトラップの一部が容易に取り外せる場合は、この限りでない。

カ 器具トラップの封水部の掃除口は、ねじ付き掃除口プラグ及び適切なパッキングを用いた水密な構造でなければならない。

キ 材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。

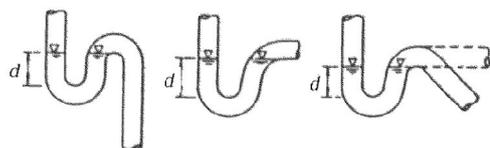
ク トラップは、定められた封水深及び封水面を保つように取り付け、必要のある場合は、封水の凍結を防止するように保温等に考慮しなければならない。

ケ 器具の排水口からトラップウェア(あふれ面下端)までの垂直距離は、60cmを超えてはならない。

コ トラップは、他のトラップの封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から、二重トラップとならないようにする。(器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような方法はとらない。)

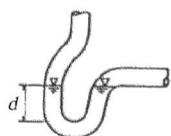
## (2) トラップの種類

トラップには、大別して管トラップ、ドラムトラップ、ベルトトラップ及び阻集器を兼ねた特殊トラップがある。このほか器具に内蔵されているものがある。



Sトラップ Pトラップ 3/4Sトラップ

dは封水深

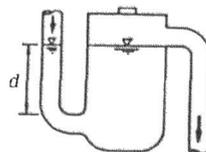


ふくろトラップ

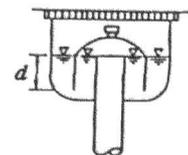


Uトラップ

(1) 管トラップ



(2) ドラムトラップ



(3) ベルトトラップ

(わんトラップ)

### ア 管トラップ

トラップ本体が管を曲げて作られたものが多いことから管トラップと呼ばれる。また通水路を満水状態で流下させるとサイホン現象を起こし、水と汚物を同時に流す機能を有することから、サイホン式とも呼ばれる。管トラップの長所は、小形であること。トラップ内を排水自身の流水で洗う自己洗浄作用をもつことであり、欠点は比較的封水が破られやすいことである。

Pトラップは、一般に広く用いられ、他の管トラップに比べて封水が最も安定している。Sトラップは、自己サイホン作用を起こしやすく、封水が破られやすいため、なるべく使用しない方がよい。Uトラップは、沈殿物が停滞しやすく流れに障害を生じるためできるだけ使用しない方がよい。

### イ ドラムトラップ

ドラムトラップは、その封水部分が胴状(ドラム状)をしているのでこの名がある。ドラムの内径は、排水管径の2.5倍を標準とし、封水深は5cm以上とする。

管トラップより封水部に多量の水をためるようになっているため、封水は破られにくい、自己洗浄作用がなく沈殿物がたまりやすい。

### ウ ベルトトラップ(わんトラップ)

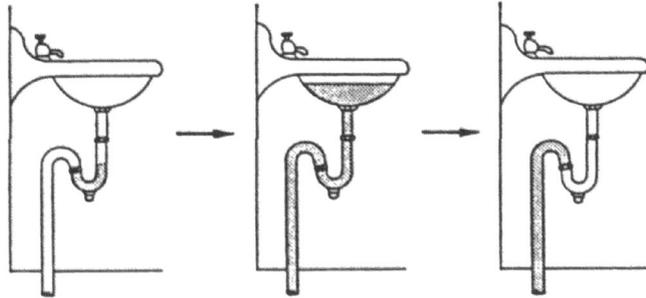
ベルトトラップは、封水を構成している部分がベル状をしているので、この名があり床等に設ける。ストレーナー(目皿)とベル状をしている部分が一体となっているベルトトラップ(床排水用)等、封水深が規定の5cmより少ないものが多く市販されている。この種のベルトトラップは、トラップ封水が破られやすく、また、ベル状部を外すと簡単にトラップとしての機能を失い、しかも詰まりやすいので、特殊な場合を除いて使用しない方がよい。

## (3) トラップ封水の破られる原因

トラップの封水は、次に示す種々の原因によって破られるが、適切な通気と配管により防ぐことができる。

ア 自己サイホン作用

器具とトラップの組合せ、排水管の配管等が適切でないときに生じるもので、洗面器等のように水をためて使用する器具で、下図のトラップを使用した場合、器具トラップと排水管が連続してサイホン管を形成し、Sトラップ部分を満水状態で流れるため、自己サイホン作用によりトラップ部分の水が残らず吸引されてしまう。



イ 吸出し作用

立て管に近いところに器具を設けた場合、立て管の上部から一時に多量の水が落下してくると、立て管と横管との接続部付近の圧力は大気圧より低くなる。トラップの器具側には大気圧が働いているから、圧力の低くなった排水管に吸い出されてしまうことになる。

ウ はね出し作用

下図の器具Aより多量に排水され、c部が瞬間的に満水状態になった時d部から立て管に多量の水が落下してくると、e部の圧力が急激に上昇してf部の封水がはね出す。

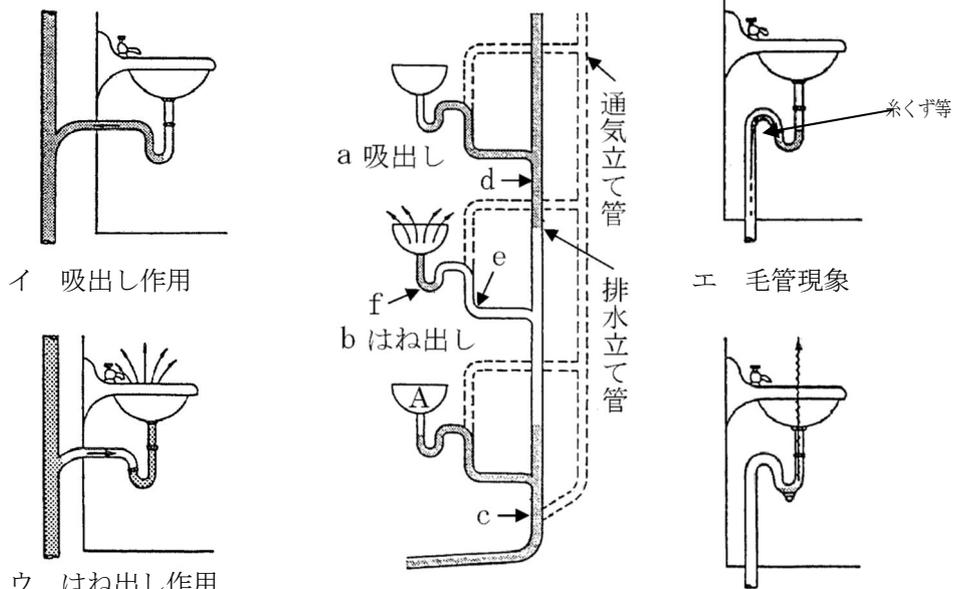
エ 毛管現象

トラップのあふれ面に毛髪、布糸等が引っかかって下がったままになっていると、毛管現象で徐々に封水が吸い出されて封水が破られてしまう。

オ 蒸発

排水器具を長期間使用しない場合には、トラップ部分の水が徐々に蒸発して封水が破られる。このことは、洗い流すことのまれな床排水トラップに起きやすい。

また、冬期に暖房を行う場合には特に注意を要す。



イ 吸出し作用

エ 毛管現象

ウ はね出し作用

オ 蒸発

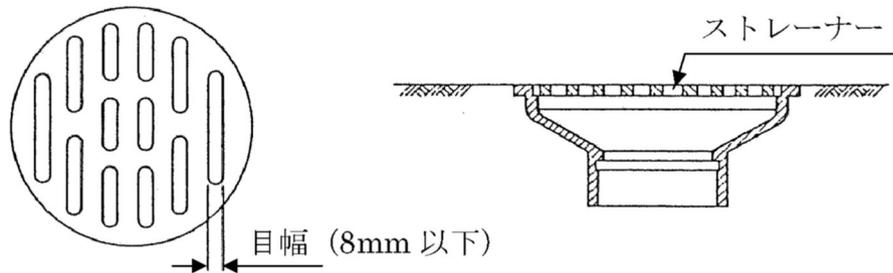
注) 破線で示した通気管で封水は保護される。

吸出し作用とはね出し作用

## 5 ストレーナー(目皿)

浴室、流し場等の汚水排水口には、固形物の流下を阻止するためのストレーナーを設ける。

ストレーナーは取り外しのできるもので、開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、ストレーナーの目幅は8mm以下とする。



## 6 掃除口

屋内の排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設ける。

掃除口は、下流方向(一方向)にのみ有効なことを考慮し、維持管理しやすい位置で、作業スペースが確保できる場所に設置する。

(1) 掃除口は、次の箇所に設ける。

- ア 排水横枝管及び排水横主管の起点
- イ 延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中
- ウ 排水管が45°を超える角度で方向を変える箇所
- エ 排水立て管の最下部又はその付近
- オ 排水横主管と屋外の排水管の接続箇所に近いところ(ますで代用してもよい。)
- カ 上記以外の特に必要と思われる箇所

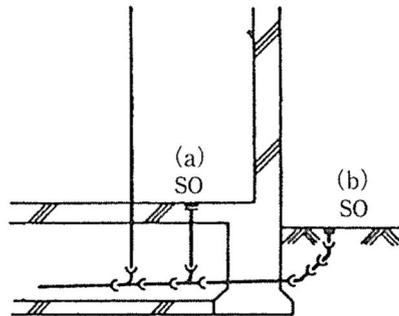
(2) 掃除口は、容易に清掃作業ができる位置に設け、周囲の壁、はり等が掃除の支障となるような場合には、原則として、管径65mm以下の管の場合には30cm以上、管径75mm以上の場合には45cm以上の空間を掃除口の周囲にとる。

排水横枝管の掃除口取付け間隔は、原則として、排水管の管径が100mm以下の場合には15m以内、100mmを超える場合は30m以内とする。

- (3) 掃除口を地中埋設管に設ける場合には、その配管の一部を床仕上げ面又は地盤面、もしくはそれ以上まで立ち上げる。ただし、この方法は管径が200mm以下の場合に用いる。
- (4) 隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取り付ける。また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、その上部に化粧ふたを設ける等して掃除に支障のないようにする。
- (5) 排水立て管の最下部に掃除口を設けるための空間がない場合等には、その配管の一部を床仕上げ面又は最寄りの壁面の外部まで延長して掃除口を取り付ける。
- (6) 掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するように設ける。
- (7) 掃除口のふたは、漏水がなく臭気もれない密閉式のものとする。
- (8) 掃除口の口径は、排水管の管径が100mm以下の場合には、排水管と同一の口径とし、100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。

- (9) 地中埋設管に対しては、十分に掃除のできるますを設置しなければならない。ただし、管径 200mm 以下の配管の場合は掃除口でもよい。この場合、排水管の一部を地表面又は建物の外部まで延長して取り付ける。

なお、容易に取り外すことができる器具トラップ等で、これを取り外すことにより排水管の掃除に支障ないと認められる場合には、掃除口を省略してもよい。ただし、器具排水管に 2 箇所以上の曲がりがある場合には、掃除口は省略しない。



(a)又は(b)のいずれかによる  
掃除口の取付け状態の例

## 7 便器の種類

水洗便所に設置する大便器、小便器、付属器具等は、用途に適合する型式、寸法、構造、材質のものを使用する。

### (1) 大便器

水洗便所の衛生器具で特に留意すべきものは大便器である。大便器は大別すると床上に設置して腰掛けて使用する洋風大便器と床に埋め込んで使用する和風大便器とに分けることができる。

#### ア 機能による分類

##### (ア) 洗出し式

和風大便器の最も一般的な型式であり、便器周縁の各所から噴出する洗浄水が汚物を洗い出す方式である。

##### (イ) 洗落し式

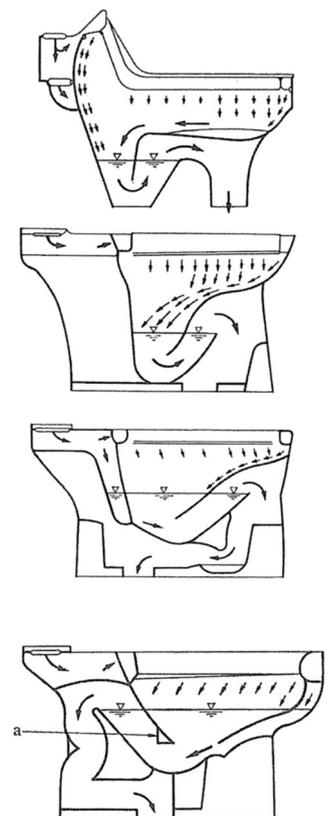
汚物をトラップ留水中に落下させる方式である。汚物が水中に落ちるので、洗出し式に比べて臭気が少ない。比較的安価であるため、洗出し式とともに、多く普及している。

##### (ウ) サイホン式

構造は洗落し式と似ているが、排水路を屈曲させることにより、洗浄の際に排水路部を満水させ、サイホン作用が起こるようにしたものである。洗落し式に比べて排出力が強力である。

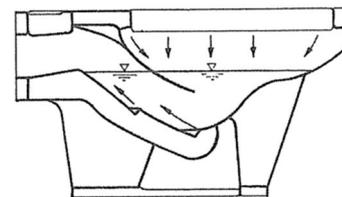
##### (エ) サイホンゼット式

サイホン式便器のトラップ排水路入口 a に噴水孔を設け、この噴水によって強制的にサイホン作用を起こさせるようにしたものである。この方式は、サイホンによる吸引作用が強いため、広い留水面が確保でき、封水深が大きく、排除が確実で臭気の発散や汚物の付着がほとんどない。



(オ) ブローアウト式

サイホンゼット式と似ているが、サイホン作用よりも噴水作用に重点をおいた機能になっており、噴水孔からの噴水圧で汚物を吹き飛ばし、排出するようにしたものである。サイホン作用を利用しないため、トラップの排水路が大きく、詰まるおそれが少ないが給水圧は0.1MPa以上必要であり洗浄音大きい。



イ 洗浄方式

大便器の洗浄方式には、専用洗浄弁識【JISA5207】、フラッシュバルブ式、ロータンク式及びハイタンク式がある。

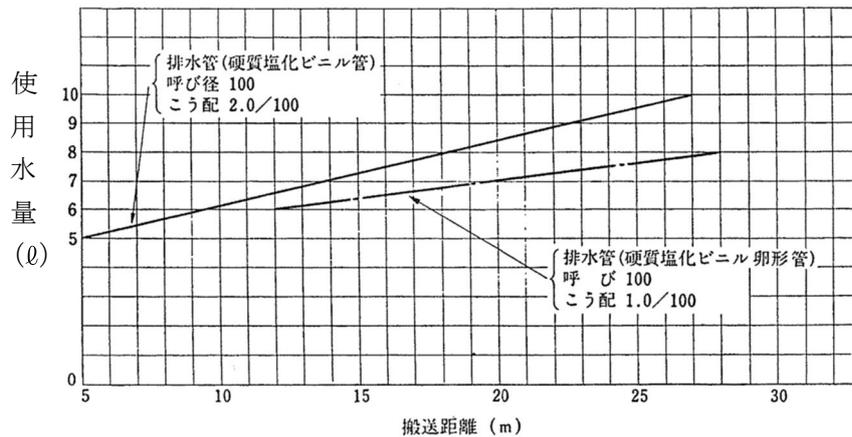
これらを比較すると次のとおりである。

方式 事項	洗浄弁 (フラッシュバルブ式)	ロータンク式	ハイタンク式	専用洗浄弁式
給水圧力と管径	0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は、25mm以上とする。	0.03Mpa以上の水圧を必要とする。給水管径は13mmである。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。	0.05MPa以上の水圧を必要とする。タンクレス便器は13mm。
据付位置	便器に近い低い位置に設ける。	タンク底面は、床上50cm又はそれ以下になる。	床上約1.8m以上に設ける。	便器に近い位置に設ける。
使用面積	小	大	中	小
構造	複雑	簡単	簡単	複雑
修理	やや困難	簡単	やや困難	やや困難
据付工事	容易	容易	やや困難(高い)	容易
騒音	やや大	小	やや大	小
連続使用	可	不可	不可	不可
洗浄方式の例				

### ウ 節水形便器

洗浄、排水、封水等の機能を維持しながら1回当たりの洗浄水量を減らして節水を図った節水形便器がある。JIS A 5207 では、洗浄水量より節水の区分を定めている。節水Ⅰ形は洗浄水量 8.5L 以下、節水Ⅱ形は洗浄水量 6.5L 以下としている。また、洗浄水量 8.5L を超える大便器は一般形大便器と定義している。

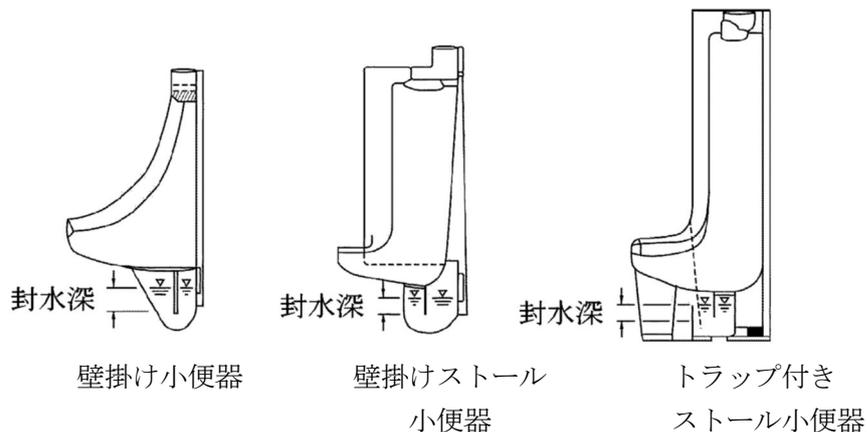
節水形便器の採用に当たっては、公共汚水ますまでの距離及び器具の配置状況等を勘案してその宅地に適合した器具の選定を行う。便器の使用水量が 5ℓ以上 10ℓ以下の場合の汚物搬送距離の実験の結果を以下に示す。



注) 大便器から公共汚水ます又は他の汚水が合流するまでの距離

### (2) 小便器

小便器には、壁面に取り付けるろうと(漏斗)形をした壁掛け小便器と壁掛けストール小便器及び床の上に設置するストール(便器に「そで」状の仕切りがある形)小便器がある。トラップ付きは施工や管理面で有利である。トラップ付きは施工や管理面で有利である。トラップの封水深は 50 mm 以上必要である。



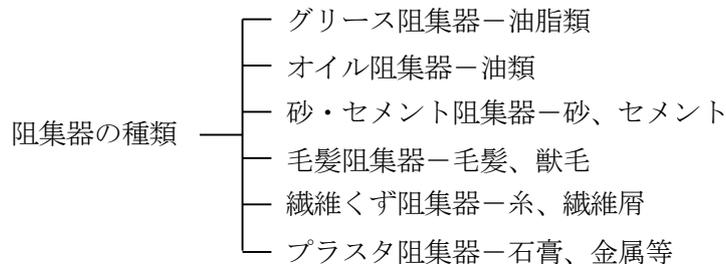
## 8 阻集器そしゅうき

排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排除できる形状、構造をもった器具又は装置をいい、公共下水道及び排水設備の機能を妨げ、又は損傷するのを防止するとともに、処理場における放流水の水質確保のために設ける。

### (1) 阻集器設置上の留意点

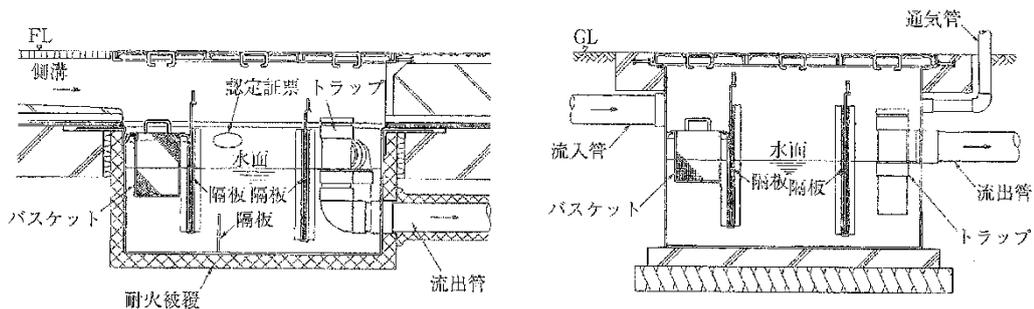
- ア 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。
- イ 阻集器は、汚水からの油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- ウ 容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス製、鋼製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水性、耐食性のものとする。
- エ 阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。
- オ トラップの封水深は、50 mm以上とする。

### (2) 阻集器の種類



#### ア グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流下して本管を詰まらせるのを防止する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂類の分離効果を高めている。阻集器の分離性能を妨げる後付けのばっ気装置（阻集器内が攪拌され、阻集グリース及び堆積残さが流出するため）や油処理剤（油脂分を乳化させ分散させるだけで流出するため）は使用しないものとする。



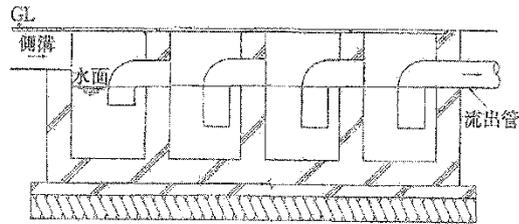
(a) 工場製造阻集器 (SHASE-S 206-2009)<sup>23)</sup>

## イ オイル阻集器

給油場等次にガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用せず独立のものとする。

設置場所は次のとおりとする。

- (ア) ガソリン供給所、給油場
- (イ) ガソリンを貯蔵しているガレージ
- (ウ) 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- (エ) その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

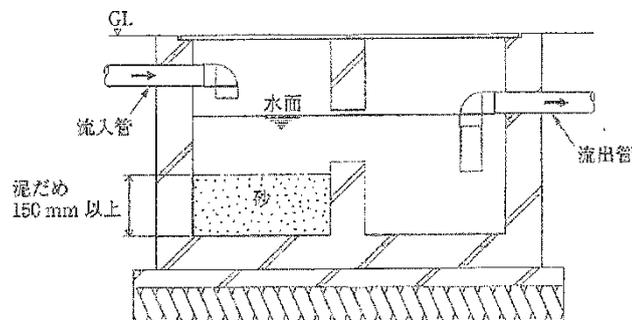


(b) 現場施行阻集器(SHASE-S 206-2009)<sup>※</sup>

注 オイル阻集器は、砂阻集器を兼ねる場合がある。

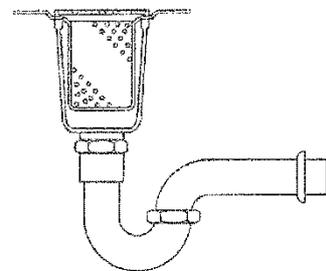
## ウ 砂阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメント等を多量に含むときは、阻集器を設けて固形物を分離する。底部の泥だめ深さは150mm以上とする。



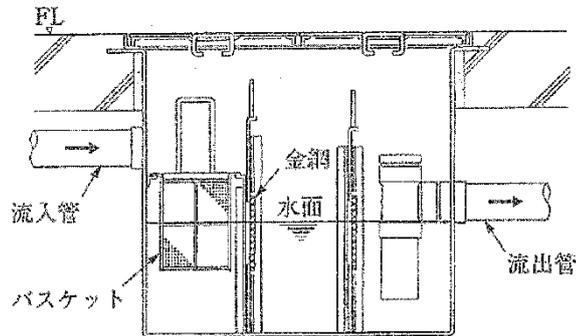
## エ 毛髪阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取付けて、毛髪や美顔用粘土（クレイ）が排水管中に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には大型の毛髪阻集器を設ける。



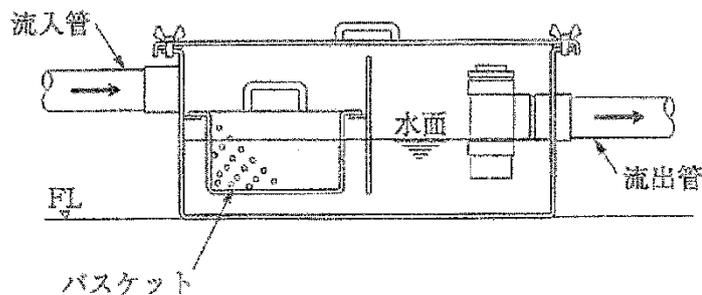
オ 繊維くず阻集器

営業用洗濯場等から汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。



カ プラスタ阻集器

外科ギプス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。



(3) 阻集器の維持管理

- ア 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常グリースは1週間に1回程度）に除去しなければならない。
- イ 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」、県・市条例等に基づき適正に処分しなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りではない。

## 9 排水槽(ビルピット)

地階の排水又は低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。

なお、排水槽を設置する場合は、政令第8条に従い臭気の発散しない構造としなければならない。

また、排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排水する。

さらに、清掃時に発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づいて適正に処分すること。公共下水道に流したり、投棄してはならない。

### (1) 悪臭発生の原因

ア 排水槽の底部が水平になっているなどの構造上の欠陥により、排水槽の排水を完全に吸揚することができないため、排水の一部や沈殿物が滞留し腐敗する。

イ 排水槽を設置している地階(地下)には、ちゅう房等から温湯の排水が流入し腐敗を早める。

ウ ポンプ運転間隔が長くなると、排水槽の排水が長時間滞留となり腐敗する。

エ 排水槽の定期的な清掃が実施されていない。

### (2) 排水槽の種類

排水槽は、流入する排水の種類によって、次のように区分する。

#### ア 汚水槽

水洗便所のし尿等の汚水排水系統に設ける排水槽

#### イ 雑排水槽

ちゅう房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留するための排水槽

#### ウ 合併槽

汚水及び雑排水を合わせて貯留するための排水槽

#### エ 湧水槽

地下階の浸透水を貯留するために設けられる排水槽

#### オ 排水調整槽

排水槽のうち、排水量の時間的調整を行うために設けられる槽

### (3) 排水槽の設置にあたっての留意点

ア 排水槽はその規模等にもよるが、汚水、雑排水、湧水はおのおの分離するのがよい。

イ ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統(屋外排水設備)に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。

ウ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上、環境上十分な考慮をする。最小管径は50mmとする。

エ 通気のための装置以外の部分から臭気がもれない構造とする。

オ 排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにする。また、故障に備え複数台を設置し、通常は交互に運転できるように排水量の急増時には同時運転が可能な設備とする。ただし、小規模な排水槽ではポンプ設置台数は1台でもよいが予備を有することが望ましい。

カ 槽内部の保守点検用マンホール(密閉型ふた付き内径60cm以上)を設ける。点検用マンホールは、2箇所以上設けるのが望ましい。

キ ちゅう房より排水槽に流入する排水系統には、ちゅうかいを捕集するます、グリース阻集器を設ける。

ク 機械整備等からの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設ける。

ケ 排水ポンプの運転間隔は、水位計とタイマーの併用により、1 時間程度に設定することが望ましい。また、満水警報装置を設ける。

コ 排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、次式によって算定する。  
なお、槽の実深さは計画貯水深さの 1.5～2.0 倍程度が望ましい。

$$\text{有効容量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{建築物(地階部分)の1日平均排出量 (m}^3\text{)}}{\text{建築物(地階部分)の1日当たり給水時間 (h)}} \times 2.0 \sim 2.5$$

サ 十分に支持力のある床又は地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とする。

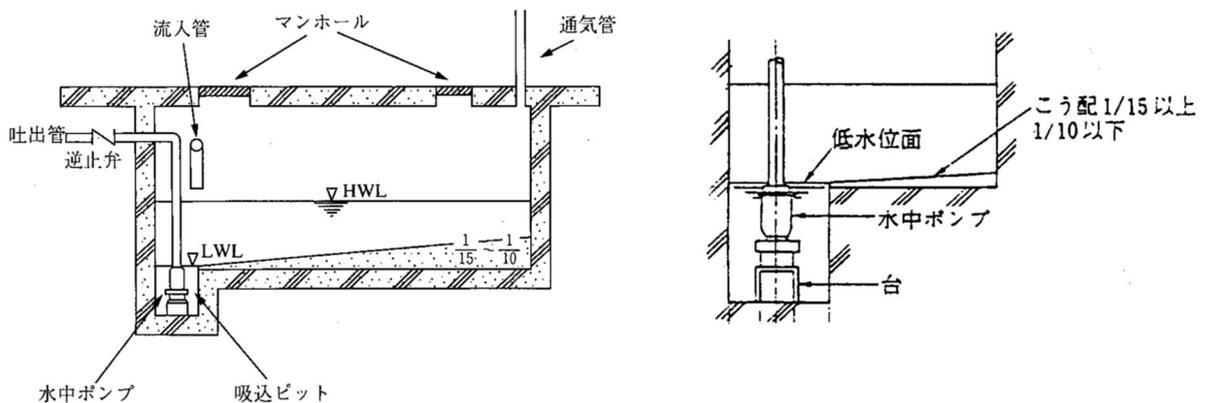
シ 内部は容易に清掃できる構造で、水密性、防食等を考慮した構造とする。

ス 底部に吸込みピット(釜場)を設け、ピットに向かって 1/15 以上、1/10 以下のこう配をつけ、槽底部での作業の便宜を図るための階段を設けること。また、汚水の滞留及び付着を防止するため、側壁の隅角部に有効なハンチを設けること。排水ポンプの停止水位は、吸込みピットの上端以下とし、排水や汚物をできるだけ排出できるように設定し、タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定する。ただし、ばっ気、攪拌装置を設置する場合の始動・停止水位は、その機能を確保できる位置を設定する。

セ ポンプの吸込み部の周囲及び下部に、残留汚水の減量のため 20cm 以上の間隔をもたせて吸込みピットの大きさを定める。

ソ ポンプ施設には逆流防止機能を備える。

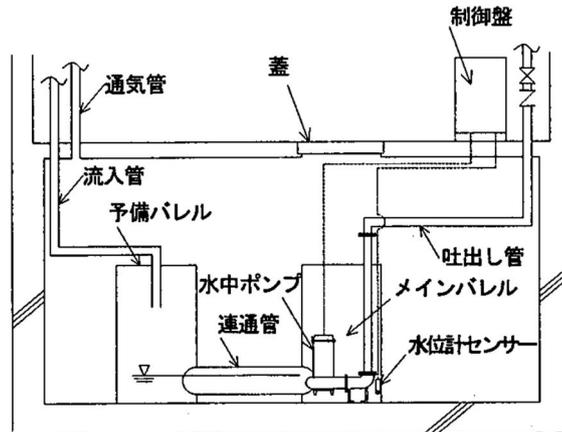
タ 排水の流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設けるのが望ましい。



## 10 即時排水型排水槽

水面積が広い形状の排水槽では、汚水流入による水位上昇が少ないことから、排水ポンプの運転頻度が少なくなることによって汚水のピット内滞留時間が長くなり、悪臭が発生する。

この場合は、嫌気状態を抑制するために、ばっ気、攪拌併設装置又は低水位で排水を排出するために排水用補助ポンプを設けるか、あるいは、排水槽の容量を小さくするために即時排水型排水槽等を設ける。即時排水型排水槽を設置あるいは既設排水槽を即時排水型排水槽に改造するにあたっては、下図及び「即時排水型ビルピット設備 技術マニュアルー2002年3月ー」（公益財団法人日本下水道新技術機構）を参照する。



## 11 間接排水

排水系統の不測の事故等に備え、食品関係機器、医療の研究用機器その他衛生上、直接排水管に接続しては好ましくない機器の排水や高温の排水は間接排水とする。

### (1) 間接排水とする機器

間接排水とする機器の排水には、次のようなものがある。

- ア 冷蔵庫・冷凍庫・ショーケース等の食品冷蔵・冷凍機器の排水
- イ 業務用ちゅう房機器の排水
- ウ 洗濯機・脱水機等の洗濯用機器の排水
- エ 水飲み器・飲料用冷水器・給茶器の排水
- オ 蒸留水装置、滅菌水装置・滅菌器、滅菌装置、消毒器、洗浄器、洗浄装置等の医療・研究用機器の排水
- カ 貯水タンク・膨張タンクのオーバーフロー及び排水
- キ 上水・給湯及び飲料用冷水ポンプの排水
- ク 排水口を有する露受け皿・水切りの排水
- ケ 上水・給湯及び飲料用冷水系統の水抜き
- コ 消火栓・スプリンクラー系統の水抜き
- サ 逃がし弁の排水
- シ 圧縮機の水ジャケットの排水
- ス 冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水
- セ 空気調和用機器の排水
- ソ 上水用の水処理装置の排水
- タ ボイラ・熱交換機器及び給湯用タンクからの排水、蒸気管のドリップ等の排水(原則として45℃以下に冷却し排水する。)
- チ 噴水池、水泳用プールの排水及びオーバーフロー並びにろ過装置からの逆洗水及び水泳用プール周縁歩道の床排水

(2) 配管

容易に掃除及び洗浄ができるように配管し、水受け容器までの配管長が 500mm を超える場合には、その機器・装置に近接してトラップを設ける。機器・装置の種類、排水の種類によって排水系統を分ける。

(3) 排水口空間

間接排水とする機器・装置の排水管(間接排水管)は、原則としてその機器・装置ごとに、一般の排水系統に接続した水受け容器のあふれ縁より上方に排水口空間をとって開口する。

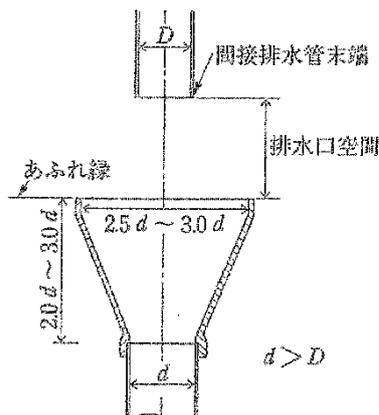
このように、開口させることが不適當な場合は、配管で導いた後に同様な方法で開口させる。前記カ～ソの間接排水管は、屋上又は機械室その他の排水溝に排水口空間をとって開口させてもよい。

排水口空間

間接排水管の管径 (mm)	排水口空間 (mm)
25 以下	最小 50
30～50	最小 100
65 以上	最小 150

(SHASE-S206-2009)

注) 各種の飲料用貯水槽などの間接排水管の排水口空間は、上表にかかわらず最小 150mm とする。



(4) 水受け容器

水受け容器は、トラップを備え、排水が跳ねたりあふれたりしないような形状、容量及び排水口径をもつものとする。手洗い、洗面、料理等の目的に使用される器具は間接排水管の水受け容器と兼ねてはならない。

便所、洗面所及び換気のない場所等は避け、常に、容易に排水状況が確認できる場所に設置する。

## 12 通 気

排水系統には、各個通気、ループ通気、伸頂通気方式等を適切に組み合わせた通気管を設ける。

通気管は、排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差(負圧)を生じないようにするものである。

- サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護する。
- 排水管内の流水を円滑にする。
- 排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行う。

### (1) 通気管の種類

#### ア 各個通気管

1個のトラップを通気するため、トラップ下流から取り出し、その器具よりも上方で通気系統へ接続するか又は大気中に開口するように設けた通気管をいう。

#### イ ループ通気管

2個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て管又は伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

#### ウ 伸頂通気管

最上部の排水横枝管が排水立て管に接続した点よりも、さらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。

#### エ 逃し通気管

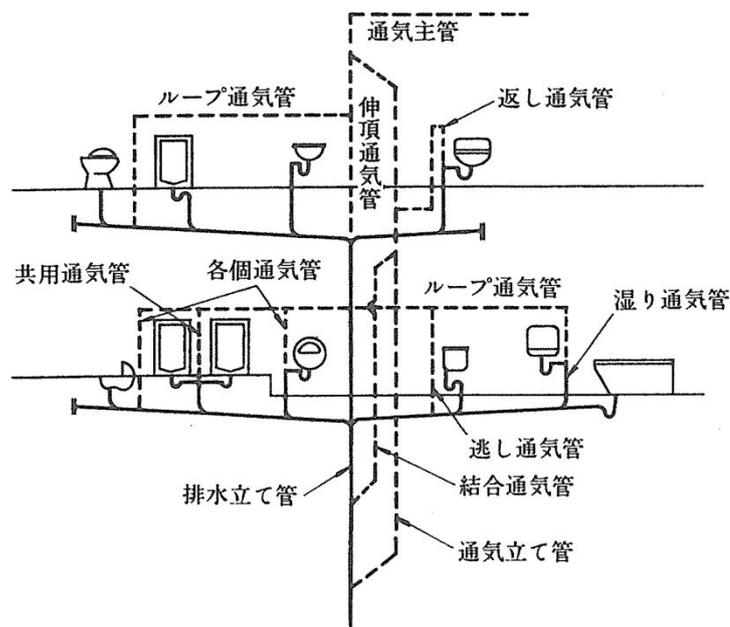
排水・通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。

#### オ 結合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止又は緩和するために、排水立て管から分岐して立ち上げ通気立て管へ接続する逃し通気管をいう。

#### カ 湿り通気管

2個以上のトラップを保護するため、器具排水管と通気管を兼用する部分をいう。



各種通気管の種類

キ 共用通気管

背中合わせ又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップ封水を保護する1本の通気管をいう。

ク 返し通気管

器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に一度立ち上げ、それから折り返して立ち下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走部へ接続するか、又は床下を横走りして通気立て管へ接続するものをいう。

(2) 通気配管の一般的留意点

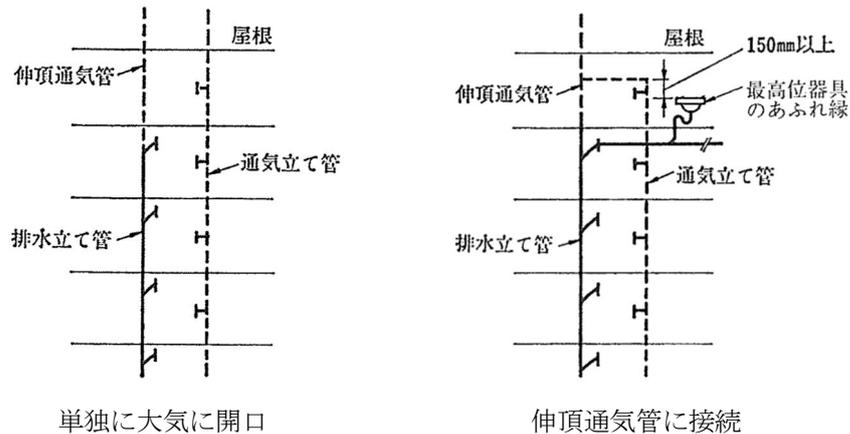
ア 各個通気方式及びループ通気方式には、必ず通気立て管を設ける。

イ 排水立て管は、上部を延長して伸頂通気管とし大気中に開口する。

ウ 伸頂通気管及び通気立て管は、その頂部で通気主管に接続し、1箇所で大気中に開口してもよい。

エ 間接排水系統及び特殊排水系統の通気管は、他の排水系統の通気系統に接続せず、単独に、かつ衛生的に大気中に開口する。これらの排水系統が2系統以上ある場合も同様とする。

オ 通気立て管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は単独に大気中に開口するか、最高位の器具のあふれ縁から150mm以上高い位置で伸頂通気管に接続する。



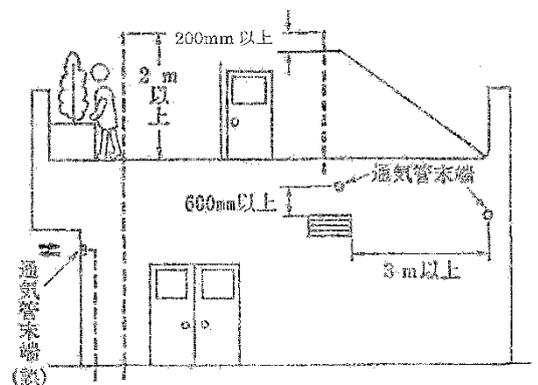
(SHASE-S206-2009)

カ 通気立て管の下部は管径を縮小せず、最低位の排水横枝管より低い位置で排水立て管に接続するか排水横主管に接続する。

キ 屋根を貫通する通気管は、屋根から200mm以上立ち上げて大気中に開口する。

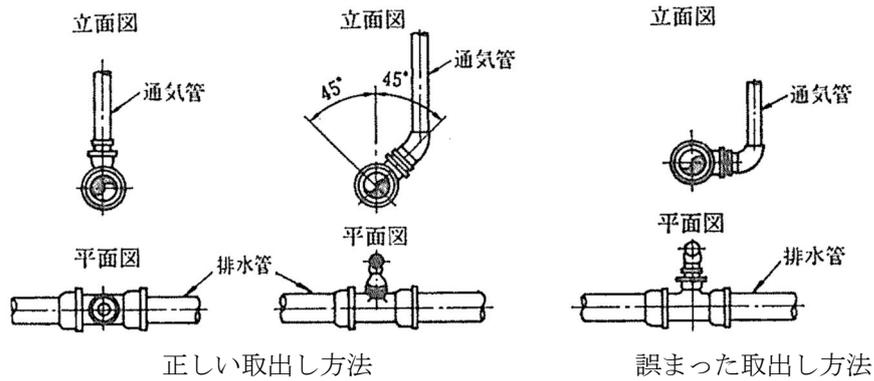
ク 屋根を庭園、運動場、物干し場等に使用する場合は、屋上を貫通する通気管は屋上から2m以上立ち上げて大気中に開口する。

ケ 通気管の末端が建物の出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、これらの換気用開口部から600mm以上立ち上げて大気中に開口する。これができない場合は、換気用開口部から水平に3m以上離す。また、通気管の末端は、建物の張り出し部の下方に開口しない。

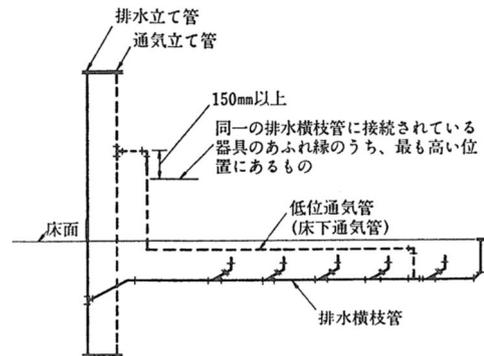


通気管末端の開口位置

コ 排水横枝管から通気管を取出すときは、排水管の垂直中心線上部から鉛直又は鉛直から45°以内の角度とする。

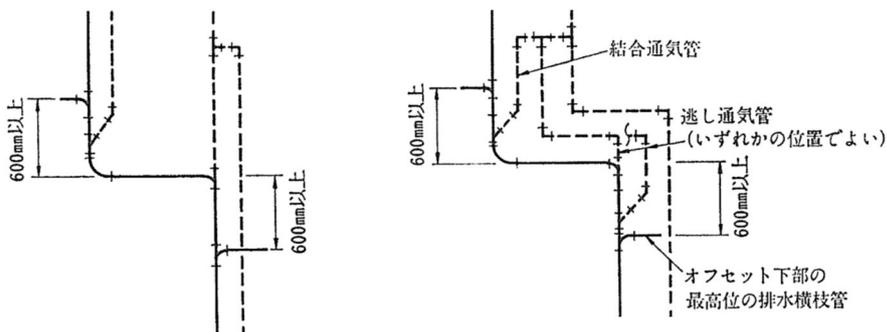


サ 横走りする通気管は、その階における最高位の器具のあふれ縁から少なくとも150mm上方で横走りさせる。ループ通気方式等でやむを得ず通気管を床下等の低位で横走りさせる場合に他の通気枝管又は通気立て管に接続するときは、上記の高さ以上とする。



シ 排水立て管のオフセットで、垂直に対し45°を超える場合は、次の(ア)又は(イ)により通気管を設ける。ただし、最低部の排水横枝管より下部にオフセットを設ける場合は、オフセット上部の排水立て管に通常に通気管を設ける方法でよい。

- (ア) オフセットの上部と下部とをそれぞれ単独な排水立て管としての通気管を設ける。
- (イ) オフセットの下部の排水立て管の立上げ延長部分、又はオフセット下部の排水立て管の最高位の排水横枝管が接続する箇所より上方の部分に逃し通気管を、またオフセットの上方部分に結合通気管を設ける。



(SHASE-S206-2009)

- (ア) オフセットの上部と下部とを単独に通気する方法
- (イ) オフセット部に逃し通気管と結合通気管とを設ける方法

垂直に対して45°以下のオフセットの場合でも、オフセットの上部より上方、又は下部より下方に、それぞれ600mm以内に器具排水管又は排水横枝管を接続する場合は上記と同様に通気管を設ける。

ス 外壁面を貫通する通気管の末端は、通気機能を阻害しない構造とする。

### (3) 通気管の管径とこう配

#### ア 管 径

- (ア) 最小管径は 30mm とする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は 50mm 以上とする。
- (イ) ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管のうち、いずれか小さい方の管径の 1/2 より小さくしない。
- (ウ) 排水横枝管の逃し通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の 1/2 より小さくしない。
- (エ) 伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしない。
- (オ) 各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の 1/2 より小さくしない。
- (カ) 排水立て管のオフセットの逃し通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。
- (キ) 結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。

#### イ こう配

通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管へ流れるようにし、逆こう配にならないように排水管に接続する。

### (4) 通気管の材料

建物内の通気管は、金属管又は複合管を使用する。ただし、やむを得ない場合は、陶管・コンクリート管を除く非金属管を使用してもよい。

## 13 ディスポーザ排水処理システム

ディスポーザ排水処理システムは、家庭等から発生する生ごみをディスポーザで破砕したディスポーザ排水を排水処理部で処理し、下水道に流入させる排水処理システムである。

ただし、公益社団法人日本下水道協会の定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）に適合した「ディスポーザ排水処理システム」については、適正な維持管理がなされることを条件に、排水設備としての申請に基づき使用することが可能である。

## 第5節 屋外排水設備

屋外排水設備は、屋内排水設備からの排水を受け、さらに宅地内の建物以外から発生する下水と合わせて、敷地内すべての下水を公共下水道または私道排水設備へ流入させる施設である。

公共下水道の排除方式が分流方式であるため、敷地内の排水設備は汚水系統と雨水系統に分けて設置し、汚水は公共汚水ますに接続し、雨水は道路側溝等に接続する。

近年、土地の有効利用を図るために地下室や半地下家屋の計画が増加しており、これら地下施設への浸水による人的被害が発生していることから、その対策を図る必要がある。

### 1 基本的事項

屋外排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1) 公共下水道のます及びその他の排水施設の位置、屋内排水設備とその位置、敷地の土地利用計画等について調査を行う。また、敷地高が周辺地盤より低い場合には、周囲から雨水の侵入や下水の逆流に特に留意する。
- (2) 敷地内の排除方式は、分流式で設置する。なお、工場、事業場排水は、一般の排水と分離した別系統で公共汚水ますに接続することが望ましい。
- (3) 構造等は、法令等の基準に適合し、かつ、円滑な排水機能を有するものとする。

### 2 設計

屋外排水設備の設計にあたっては、次の事項を考慮し、汚水管と雨水管の誤接続のないよう十分注意して設計すること。

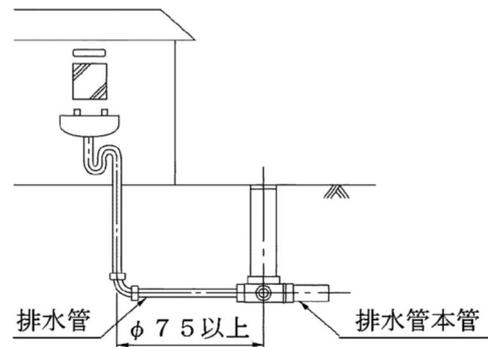
#### (1) 汚水管の管径及びこう配

汚水管は、原則として自然流下方式であり、下水を支障なく流下させるために適切な管径、こう配とする必要がある。こう配を緩くすると、流速が小さく、管径の大きなものが必要となり、こう配を急にすると、流速が大きくなり管径が小さくても所要の下水量を流すことができる。急こう配すぎると、下水のみが薄い水層となって流下し、逆に緩こう配すぎると掃流力が低下し固形物が残る。管内流速は掃流力を考慮して、0.6～1.5m/秒の範囲とする。ただしやむを得ない場合は、最大流速を3.0m/秒とすることができる。

最小こう配は1.0%以上とする。なお、急傾斜地等で汚水管のこう配が標準的なこう配以上となるような場合は、ドロップます等を設けて、標準的なこう配の範囲内となるよう配慮する。

管径は以下の表（北名古屋市下水道条例第4条）による。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除する汚水管で管路延長3m以下は管径75mm以上、こう配3.0%以上とすることができる。

排水人口(人)	汚水管の管径(mm)
150 未満	100 以上
150 以上 300 未満	125 以上
300 以上 500 未満	150 以上
500 以上	200 以上



(2) 使用材料

使用材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して決定する。一般に、硬質塩化ビニル管を使用する。また、リサイクル三層管、鉄筋コンクリート管、鋳鉄管、ハイセラミック管の利用もリサイクルの観点から考慮する。

硬質塩化ビニル管は、水密性、耐薬品性に優れ軽量で施工性もよいが、露出配管の場合には耐候性に留意する。地中配管部には、原則としてVU管を使用し、露出配管部にはVP管を使用する。VU管、VP管ともに各種の継手がある。接合方法には接着接合とゴム輪接合がある。

(3) 管の土かぶり及び基礎、防護

排水管の土かぶりは原則 20cm 以上、私道内では 60cm 以上とするが、荷重等を考慮のうえ必要な土かぶりを確保する。なお、露出管又は特別な荷重がかかる場合等は、これに耐え得る管種を選定するか又は防護を施す。

管種、地盤の状況、土かぶり等を検討のうえ、必要に応じて砂基礎等適切な基礎とする。また、土かぶりをやむを得ず小さくする必要がある場合は、ダクティル鋳鉄管を使用するか又はさや管等により排水管が損傷をうけることのないように防護を施す。

なお、地震等の地下の変動に対しては、その被害を緩和させる特殊継手等の部材があり、特に震災時に緊急避難場所となる公共施設にあっては積極的にこれらの部材を使用し、排水設備の機能を確保する必要がある。

### 3 ますの設置及び構造の基準

ますは、排水管を取りまとめて下流管に流下させるとともに、排水管の点検及び清掃が容易にできる構造であること。

ますの設置及び構造の要点は次のとおりである。

(1) ますの設置箇所

ア 排水管の起点、屈曲点、集合及び合流箇所、こう配及び管種の変わる箇所並びに内径の変わる箇所。

イ 排水管が直線であるときは管の維持管理のため、その管径の 120 倍を超えない範囲内において維持管理上適切な箇所。

ますの管径別最大設置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

ウ 新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障をきたすおそれのある場合。

エ ますの設置場所は、将来、構築物等が設置される場所を避ける。

オ 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するようにますを下流に設置する。このような設置ができない場合は、ますにおける段差を十分確保することが望ましい。

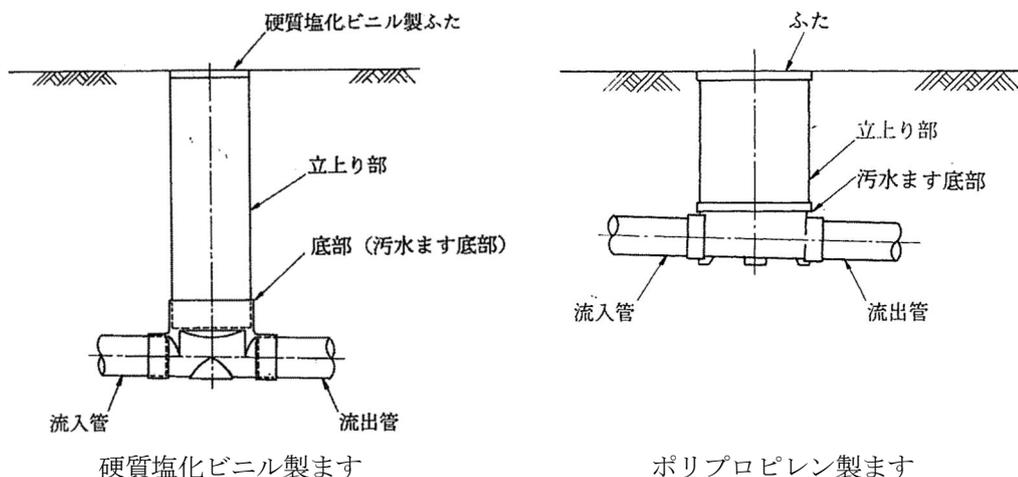
カ 分流式の汚水ますの設置箇所は、浸水のおそれのないところとする。

(2) ますの構造及び材質

ア ますは円形又は角形でその大きさは埋設深度に応じ、点検及び掃除に支障のない大きさ(内  
のり 15cm 以上) のものとする。また、材質は硬質塩化ビニル、ポリプロピレン、鉄筋コンク  
リートブロック等の耐久性を有し、堅固なものとする。

イ ます内の上・下污水管に段差を設ける。

ウ 長期間にわたって侵入水のないますを基準とする。



(3) ますふた

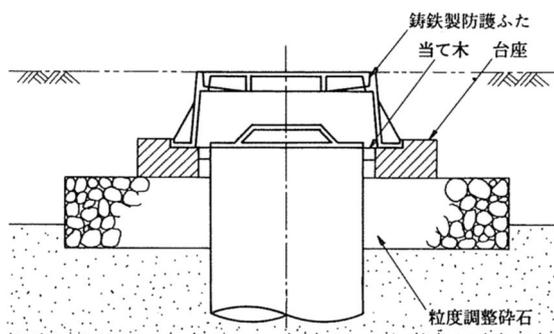
ますのふたは鋳鉄製、コンクリート製(鉄筋)、プラスチック製等のもので堅固なものを使用  
する。汚水ますは、臭気防止のため密閉することができるふたとし、雨水の浸入を防止する構  
造とする。プラスチック製ますを駐車場等で車両通行等大きな荷重が働く場所で使用する場  
合は、荷重に応じた鋳鉄製の防護ふた等を使用する。

ますのふたの例

車両荷重が働かない場所：プラスチック(鎖付)

車両荷重が働く場所：鋳鉄製(鎖付)

重車両(4 t 以上)：T-14 防護蓋(ロック式)

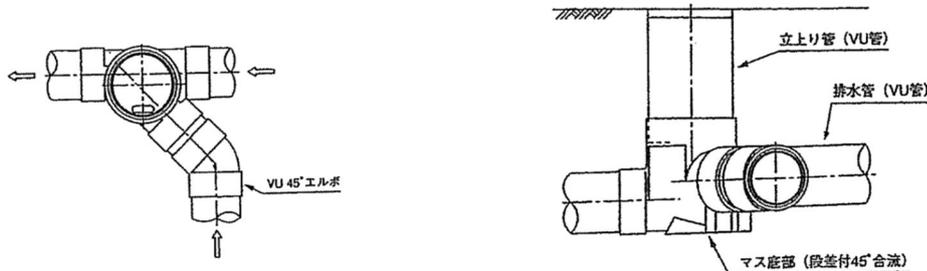


防護ふたの例

本市は分流式を採用しており、ますふたは「汚水ます」「雨水ます」の明記してある製品を  
使用すること。なお、公共汚水ますのふたについては「公共下水道」の明記も必要とする。

(4) 底部の構造

汚水ますの底部には、接続する排水管の管径に合わせて半円状インバートを設ける。ますの上流側管底と下流側管底との間には、原則として2cm程度の落差を設け、インバートで滑らかに接続する。地形等の関係からすべてのますに落差を設けることが困難な場合でも、便所からの排水管は、排水主管のますに鋭角に合流するように接続し、必要に応じて段差を設け主管側への汚物等の逆流を防止する。



便所からの排水が直接流入するます

(5) ますの基礎

プラスチック製等のますには砂による基礎を施す。

コンクリート製のますには、仕上り5cm程度に砂利又は砂等で基礎を施す。既製の底塊を使用しない場合は、さらに厚さ5cm以上のコンクリート基礎を施す。

4 特殊ます

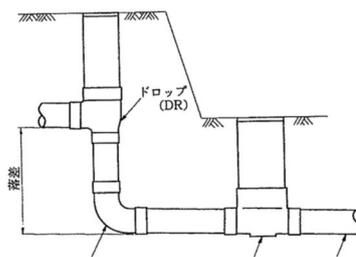
ますの設置位置、排水の性状、その他の原因により、排水設備又は下水道の排除機能保持、施設保全等に支障をきたすおそれのあるときは特殊ますを設ける。

(1) ドロップます、底部有孔ます

上流、下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます、底部有孔ますを使用する。なお、地形等の関係で、底部有孔ますが使用できない場合は、露出配管としてもよい。

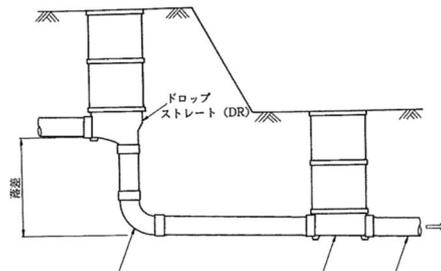
(プラスチック製)

硬質塩化ビニル製



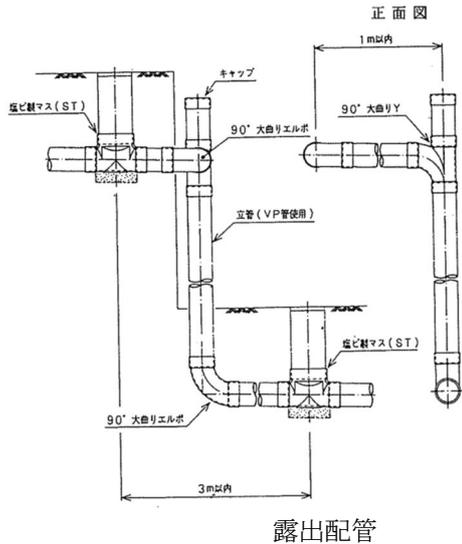
大曲りエルボ 公共ます底部 取付け管

ポリプロピレン製ます



大曲りエルボ 公共ます底部 取付け管

(プラスチック製)

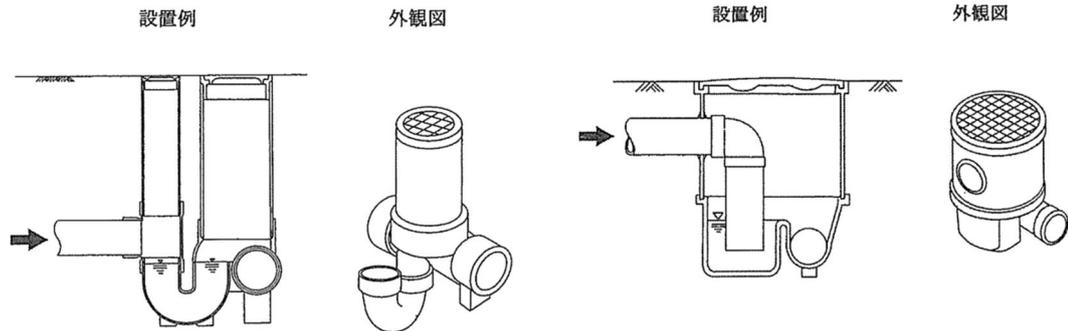


注) 露出配管は公道に突き出さないように施工する。

## (2) トラップます

悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合はトラップますを設置する。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。

- 既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合。
- 食堂、生鮮食料品取扱所等において、残さ物が下水に混入し、排水設備又は公共下水道に支障をきたすおそれがある場合。



プラスチック製トラップますの設置と外観図

トラップますを設置する場合は、次の事項に注意する。

- ア トラップの口径は75mm以上、封水深は5cm以上10cm以下とする。
- イ トラップは、硬質塩化ビニル製の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。
- ウ 二重のトラップとしてはならない。(器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。)
- エ トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の60倍を越えてはならない。ただし、排水管の清掃に支障のないときはこの限りでない。

## 5 公共汚水ますの設置と構造

### (1) 設置位置

取付け管に接続する公共汚水ますは、原則として1敷地に1個とし、公道等の境界から1m以内の維持管理上支障のない箇所に設置する。

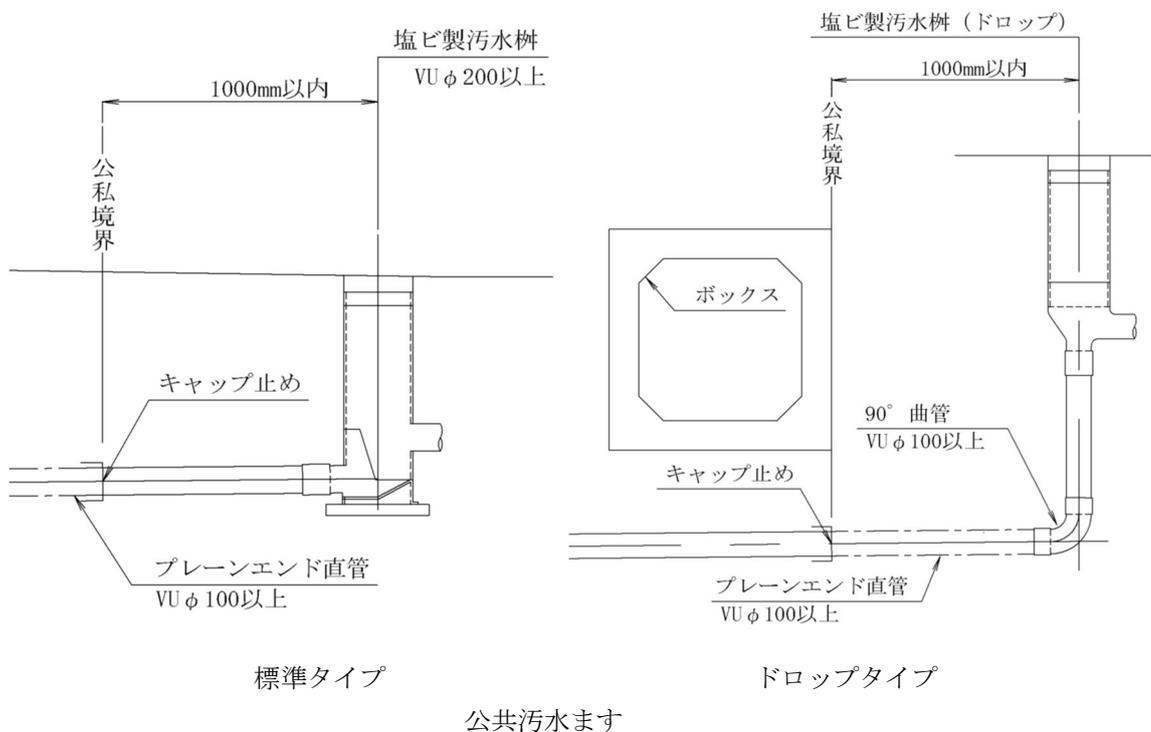
### (2) 材質

公共汚水ますは、北名古屋市指定の製品を使用する。取付け管は、硬質塩化ビニル管が使用されており管径は10cm以上である。

### (3) 構造

宅地が道路面より高い場合、深い水路の下越しの場合等には、ドロップ式公共ますを設ける。ただし、この場合は、北名古屋市指定の公共汚水ます（フリーインバートます、あいくる材）を使用できないときに限る。

車庫、私道等で車両などの大きな荷重を受ける場所には、適切な耐荷重の保護鉄蓋を使用する。（P40(3)ますふたを参照）



## 第3章 排水設備の施工

### 第1節 基本的事項

排水設備の工事に着手するに当たっては、設計図(審査済)、排水設備指針等に基づくとともに、現場状況の十分な把握が必要である。屋内排水設備においては、衛生器具や配管等の位置関係を建築工事、建築付帯設備工事と調整し、屋外排水設備及び私道排水設備は、他の地下埋設物の位置等の調査を行ってから施工する。また、工事施工中は、適正な施工管理を行うとともに、次の点に留意する。

- (1) 騒音、振動、水質汚濁等の公害防止に適切な措置を講じるとともに、公害防止条例等を遵守し、その防止に努める。
- (2) 安全管理に必要な措置を講じ、工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう事故の発生防止に努める。
- (3) 使用機器材等の整理、整頓及び工事現場の清掃を常に行い、事故防止に努める。
- (4) 火気に十分注意し、火災の発生防止に努める。
- (5) 工事現場の危険防止のため、適切な保安施設を施し、常時点検する。
- (6) 施工後に汚染又は損傷のおそれのある機材、設備等には、適切な保護養生を行う。
- (7) 施工上障害となる物件の取扱い及び取壊し材の処置については、設置義務者並びに関係者立会のうえ、その指示に従う。
- (8) 工事が完了した際は、速やかに仮設物を撤去し、清掃及び跡片付けを行う。
- (9) 工事中に事故があったときは、直ちに施設の管理者、関係官公署に連絡するとともに、速やかに応急処置を講じ、被害を最小限度に止めなければならない。
- (10) 既設排水設備の一部を改造・撤去・補修等行う場合は、接続、閉塞その他必要な措置を適切に講じる。
- (11) 軟弱地盤や車両の影響を受ける場合は、強固な材質を使用したり、防護を考慮する。

## 第2節 屋内排水設備の施工

### 1 配管

排水管、通気管の施工するに当たっては、設計図書に定められた材料を用い、所定の位置に、適切な工法を用いて施工する。なお、主な留意点は次のとおりである。

- (1) 管類、継手類その他使用する材料は適正なものを使用する。
- (2) 新設の排水管等を既設管等に接続する場合は、既設管等の材質、規格等を十分調査確認する。
- (3) 管の切断は、所定の長さ及び適正な切断面の形状を保持するように行う。
- (4) 管類を結合する前に、管内を点検、清掃する。また必要があるときには異物が入らないように配管端を仮閉塞等の処置をする。
- (5) 管類等の接合は、所定の接合材、継手類等を使用し、材料に適応した接合方法により行う。
- (6) 配管は、所定のこう配を確保し、屈曲部を除き直線状に施工し、管のたるみがないようにする。
- (7) 配管は、過度のひずみや応力が生じないような、また、伸縮が自由であり、かつ地震等に耐え得る方法で施工し、支持金物を用いて支持固定する。
- (8) 排水管、通気管はともに管内の水や空気の流れを阻害するような接続をしてはならない。
- (9) 管が壁その他を貫通するときは、管の伸縮や防火等を考慮した適切な材料で空隙を充てんする。
- (10) 管が外壁又は屋根を貫通する箇所は、適切な方法で、雨水の侵入を防止する。
- (11) 水密性を必要とする箇所にスリーブを使用する場合、スリーブと管類とのすき間には、コールタール、アスファルトコンパウンド、その他の材料を充てん又はコーキングして、水密性を確保する。
- (12) 壁その他に配管のために設けられた開口部は、配管後、確実に密着する適当な充てん材を用いて、ネズミや害虫等の侵入防止の措置をとる。

## 2 便器等の据付け

大便器、小便器等の衛生器具やその他の器具の据付けに当たっては、その性能や用途を十分に理解して施工する。なお、これらの器具は弾性が極めて小さく、衝撃にもろいので、運搬、据付け時等は丁寧に扱う。また、局部的な急熱あるいは急冷を避ける。

便器の据付け位置(取付け寸法)の決定は、便所の大きさ、ドアの開閉方向、用便動作、洗浄方式等を考慮して行う。特に、ロータンク洗浄管のように長さが限定されている場合は、その寸法に応じて据付け位置を決める等十分な注意が必要である。

### (1) 洋風大便器の据付け

ア 排水管の立ち上がり位置と便器中心線が一致していることを確認し、さらに、排水管の立ち上がり高さが適当であるか確認しておく。(据付け作業をするまでの期間は、異物が管内に落ち込まないようにふたをしておく。)

イ 木造床に据付ける場合は必要に応じて補強する。

ウ 防水層を持つ床の場合は同層を立ち上げ排水管に密着させておく。

エ 床フランジ(排水管と便器の排水口の接続に用いる。)の取付け前に排水管管口の中心に合わせて、便器の中心線を床にえがき、据付けの正確性を図る。

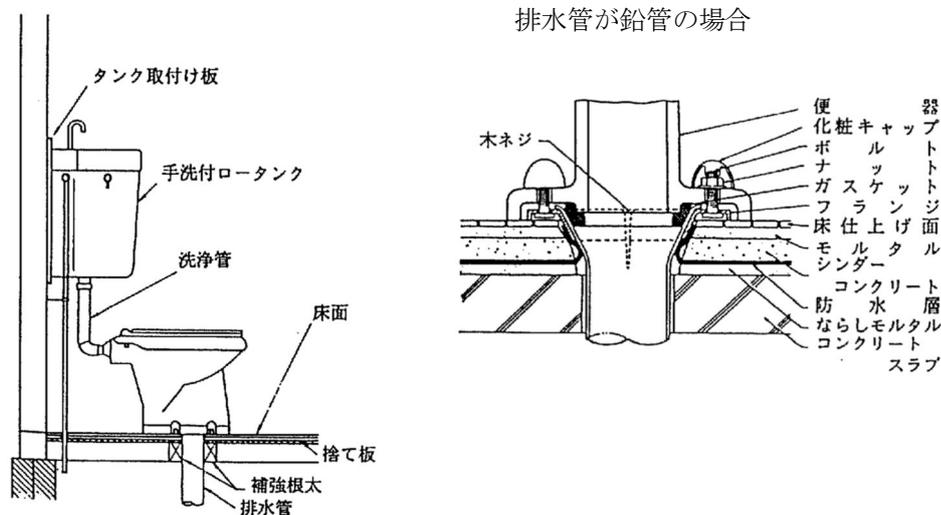
オ 床フランジの中心線と便器の中心線とを一致させて仮付し、床フランジ取付け穴の中心を決め木ねじが埋め込めるよう、あらかじめ処置を行う。床フランジの取付けが不十分であると便器ががたつく原因になる。

カ 鉛管又は硬質塩化ビニル管に接続する場合は、排水管を所定の長さに切断し、床フランジのテーパ面にそわせ、上部まで十分広げる。鉛管の場合、広げた鉛管の上端を床フランジにはんだ付けする方法が理想的である。

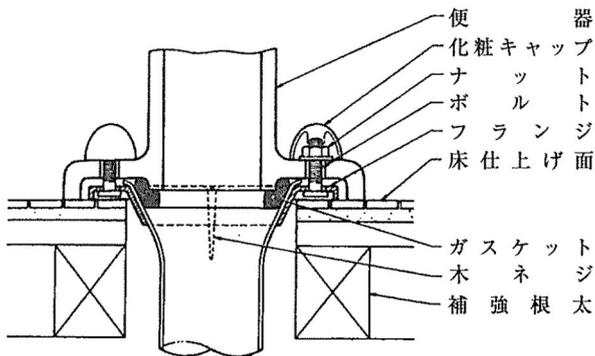
キ 硬質塩化ビニル管に接続する場合で、テーパのない床フランジでは、床仕上がり寸法を床仕上がり面と同一にする。床フランジの差し込み部外周に接着剤を塗り排水管に押し込み密着させる。

ク 所定のパッキンをセットし便器排水口外周のごみや水分を取り除き便器を据付け、フランジボルト及び便器固定用木ねじで固定する。(強く締めすぎると便器が破損することがあるため十分注意して行う。)

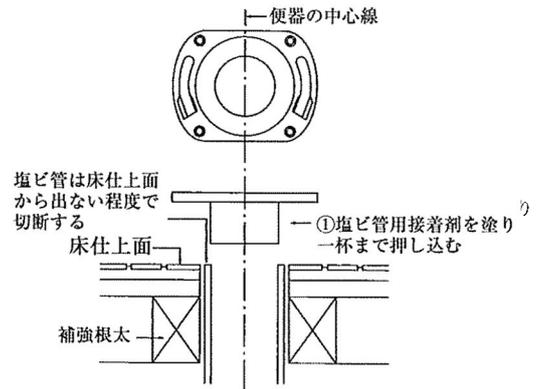
ケ 便器排水口と排水管との接続にあたっては、漏水等のおそれのないよう確実、丁寧に施工する。



排水管が硬質塩化ビニルの場合

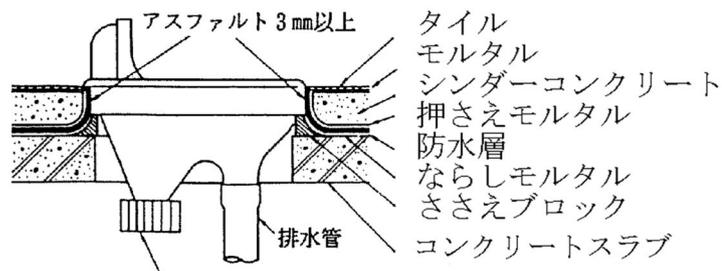


排水管が硬質塩化ビニル管  
(樹脂フランジ)の場合の接着例



(2) 和風大便器の据付け

- ア 便器の据付け位置に設けた据付け穴に便器をはめ込み、便器が所定の位置に、水平かつ適正な高さとなることを確認し、さらに排水管の立上がり位置及び高さ等も確認する。
- イ コンクリート床に埋め込む場合は、器具周辺を緩衝材(アスファルト等)で保護する。なお、防水層をもつ床の場合は、同層を巻き上げ押さえモルタルで固定する。また、木造床に便器をはめ込む場合は、必要に応じて床を補強するとともに下方よりれんが等で支持する。
- ウ 据付け作業及び排水管の接続作業等は、(1)のア及びケと同様の要領で行う。



(木造の場合は、れんが等で保持する。)

(3) 小便器の据付け

- ア ストール小便器の据付けは、大便器の据付けに準じて行う。
- イ 壁掛け小便器の据付けは、所定の位置、高さ確実に取り付ける。なお、ナットの締め過ぎによる便器の破損に注意し、必要に応じて壁等の補強を行う。

(4) その他

- ア トラップを有しない便器を使用する場合は、定められた封水深を保持できるトラップを取り付ける。
- イ 洗浄管の立て管は壁面に垂直に、横管は逆こう配にならないようにする。また、露出配管の場合は、支持金具により固定し、隠ぺい配管の場合は、管の材質に応じ管外面に防食塗装又は防露被覆を施す。
- ウ タンクの取付けは、必要に応じて壁の補強を適切に行う。

### 3 施工中の確認及び施工後の調整

衛生器具の施工中には、納まりや取付けの良否の確認を行い、施工後に器具が正常に使用できるように調整を行う。

確認及び調整は次により行う。

#### (1) 施工の確認

##### ア 大便器

(ア) 和風大便器及び洋風大便器の上端が水平になっているか。

(イ) 器具フランジと鉛管を接続する場合の不乾性シールが片寄って締付けられていないか。

(ウ) 器具に配管の荷重がかかっているか。

(エ) 和風大便器の取付け高さは床仕上げ面に合っているか。

##### イ 小便器

(ア) 連立形の取付け間隔及び高さは適正か。

(イ) 締付けが完全か。

##### ウ 洗面器、手洗器、流し及び洗浄用タンク

(ア) 器具の上端が水平になっているか、高さは適正か。

(イ) 器具の締付けが完全か。

(ウ) 洗浄ハイタンクのふたは付いているか。

#### (2) 器具の調整

各器具の取付けが完了した後、使用状況に応じて通水及び排水試験を行わなければならない。この場合に洗浄弁、ボールタップ、水栓、小便器の洗浄水出口等は、ゴミ又は砂等が詰まりやすいので、これらを完全に除去する。器具トラップ、水栓の取出し箇所、洗浄弁等の接続箇所は、漏水のないように十分点検を行う。

大便器、小便器、洗面器、洗浄用タンク等は、適正な水流状態、水圧、水量、吐水時間、洗浄間隔等を調整することが必要である。

連立形小便器の場合には、各小便器に均等な水量が流れていることを確認する。また、洗面器は、水栓を全開しても水しぶきが洗面器より外へはね出さない程度に器具用止水栓で調整する。

### 4 くみ取便所の改造

くみ取便所を改造して水洗便所にする場合には、在来の便槽を適切な方法で撤去又は土砂等で埋め戻し、将来にわたって、衛生上、問題のないように処置する。

通常の場合、便所内のし尿をきれいにくみ取ったあと、その内部を消毒して取り壊す。

便所をすべて撤去できない場合は、底部をせん孔して水抜孔を設ける。

## 第3節 屋外排水設備の施工

### 1 排水管の施工

#### (1) 掘削

ア 掘削は、やり方等を用いて所定の深さに、不陸のないように直線状に丁寧に掘削する。

イ 掘削幅は、管径及び掘削深さに応じたものとし、その最小幅は30cmを標準とする。

ウ 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により、必要に応じて山留めを施す。

#### (2) 基礎

ア 掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しがないようにし、管のこう配に合わせて仕上げる。

イ 地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え目つぶしを施してタコ等で十分に突き固め、不同沈下を防ぐ措置をする。特に必要な場合は、排水管の材質に応じてコンクリート等の基礎を施す。

ウ 接合部の下部は、泥が付着しないように継ぎ手掘りとする。

#### (3) 布設及び接合

ア 排水管はやり方に合わせて受口を上流に向け、管の中心線、こう配を正確に保ち、下流から上流に向かって布設する。管底高は、まずに設ける落差を考慮する。

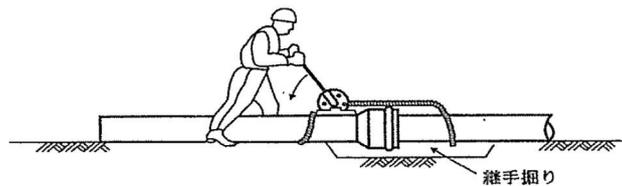
イ 管の接合は、水密性を保持できるように管材に適した工法により行う。

##### (ア) 接着接合(TS接合)

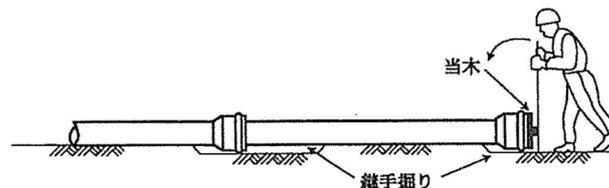
受口内面及び差し口外面をきれいに拭い、受口内面、差し口外面の順で接着剤をはけで薄く均等に塗布する。接着剤塗布後は、速やかに差し口を受口に挿入する。挿入方法は原則として呼び径150以下は挿入機又はてこ棒、呼び径200以上は挿入機を用いる。

##### (イ) ゴム輪接合及び圧縮ジョイント接合

受口及び差し口をきれいに拭い、ゴム輪が所定の位置に正しく収まっていることを確認して、ゴム輪及び差し口に指定された滑材を均一に塗り、差し込みは、原則として挿入機を用い、呼び径200以下はてこ棒を用いてもよい。なお、圧縮ジョイント接合の場合も同様に行う。



挿入機による差し込み



てこ棒による差し込み

(ウ) モルタル接合

接合用のモルタルは所定の配合とし、練ったモルタルも手で握り締めたとき、ようやくその形態を保つ程度の硬練りとする。管の接合部は接合前に必ず泥等を除去、清掃し、受口と差し口を密着させたいうで、モルタルを十分に充てんする。なお、管内にはみ出したモルタルは速やかに取り除く。

(4) 埋戻し

- ア 管の布設後、接合部の硬化をまって良質土で管の両側を均等に突き固めながら入念に埋め戻す。
- イ 埋戻しは、原則として管路の区間ごとに行い、管の移動のないように注意する。管布設時に用いた仮固定材を順次取り除く。
- ウ やむを得ず厳寒期に施工する場合は、氷雪や凍土が混入しないように注意し、掘削した日のうちに埋め戻すようにする。

(5) 防護

- ア 管の露出はできるだけ避ける。やむを得ず露出配管とする場合は、露出部分の凍結、損傷を防ぐため適当な材料で防護する。また、管は水撃作用又は外圧による振動・変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定する。
- イ 車両等の通行がある箇所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いて適切な措置を講じる。
- ウ 敷地上の制約により、やむを得ず構築物等を貫通する排水管は、貫通部分に配管スリーブを設ける等、管の損傷防止のための措置を講じる。
- エ 建築物を損傷し又はその構造を弱めるような施工をしてはならない。また、敷地内の樹木、工作物等の保全に十分注意する。

2 ますの施工

ますの設置箇所の掘削は、据付けを的確に行うため必要な余裕幅をとる。その他は排水管の掘削に準じる。

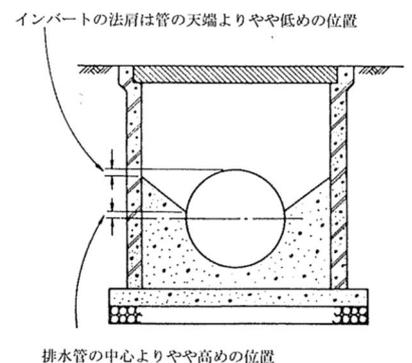
(1) 基礎

プラスチック製等ますの基礎については5 cm 程度の砂基礎を施す。また、コンクリート製のますは、直接荷重が加わるため、沈下を起こすおそれがあるので、砕石又は砂を敷き均らし、十分突き固めて厚さ5 cm 程度に仕上げた基礎とする。既製の底塊を使用しない場合は、さらに厚さ5 cm 程度のコンクリートを施す。

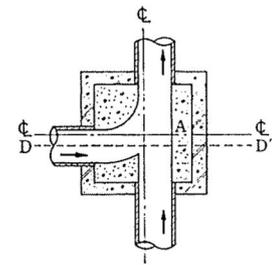
(2) ますの築造

ア 底部の築造

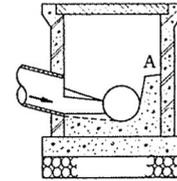
- (ア) 汚水ますのインバートは半円形とし、表面は滑らかに仕上げ、インバートの肩は汚物が堆積しないよう、また水切りをよくするために適切なこう配を設ける。ますの上流側管底と下流側管底との間には原則として2 cm 程度の落差を設ける。



T字形に会合する場合は、右図Aの部分に汚物が乗り上がらないようにインバートの肩の部分に垂直に管頂の高さまで傾斜をつけて仕上げる。また、流れを円滑にし、維持管理を容易にするため、管きよの中心線をずらし、インバートの屈曲半径を大きくするとよい。



D-D'断面



- (イ) 既製の底塊を使用する場合は、接続する排水管きよの流れの方向とインバートの方向及びその形状等に注意する。
- (ウ) 汚水ますは、雨水の流入を避けるため地表面より低くならないように注意する。

#### イ 側塊の据付け

- (ア) プラスチック製ますの設置については、水平、垂直を確認し、接合部に接着剤又はシーリング剤を十分に施し水密性を確保する。
- (イ) コンクリート製の汚水ますに接続する管は、側塊の底部に取り付け、汚水が落下するように取り付けてはならない。
- (ウ) コンクリート製ますに接続する管は、ますの内側に突出しないように差し入れ、管とますの壁との間には十分にモルタルを詰め、内外面の上塗り仕上げをする。側塊の目地にはモルタルを敷き均らして動揺しないように据え付け、目地を確実に仕上げて漏水や雨水等の浸入のないようにする。
- (エ) ますに水道管、ガス管等を巻き込んで施工してはならない。
- (オ) 車両等の荷重がかかる箇所では強固な構造とする。

### 3 浄化槽の処置

不要になった浄化槽は、原則撤去する。また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な措置を講ずる。

#### (1) 廃止する場合

- ア 浄化槽は、し尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をしたのち原則撤去しなければならない。また、汚泥及び清掃の廃水を公共ますに流してはならない。  
建築物等の影響により撤去できない場合、当面は各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか又は破壊し、良質土で埋め戻して沈下しないように十分に突き固める等の対応を図る。
- イ 浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を布設する場合は、槽の一部を壊す等して、排水管と槽との距離を十分にとり、排水管が不同沈下をしないようにする。
- ウ 浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用（庭の散水、防火用水等）その他に使用する場合は、ア 同様にし尿のくみ取り、清掃、消毒を行うとともに、貯留槽としての新たな機能を保持するため次の事項に留意して改造等を行う。
  - ① 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とする。また、浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉塞する。なお、再使用する排水管の清掃等は浄化槽と同時に行う。
  - ② 浄化槽内部の仕切り板は底部に孔をあけ槽内の流入雨水の流通をよくし、腐敗等を防止する。
  - ③ 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか点検したうえで使用する。

- ④ 浄化槽本体が強化プラスチック製等の場合は、地下水位等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意する。  
また、維持管理については、貯留雨水の利用法に合った方法を選択する必要がある。

#### 4 雨水として取り扱うもの

- (1) 屋外の手洗い器等  
屋根が設置していない手洗い器等、ガーデンパン、受水槽のオーバーフロー、冷却水の排水は雨水扱いとする。
- (2) ドレン排水  
排水量が微量であることから雨水扱いとする。

## 第4章 用語の説明

### 〔あ行〕

#### あふれ縁

衛生器具又はその他の水使用機器の場合はその上縁において、タンク類の場合はオーバーフロー口において水があふれ出る部分の最下端をいう。

#### インバート

下水の流下を円滑にするため、ます及びマンホール等の底部に設けた凹形の導水路をいう。

#### 雨水管

雨水を排除するための管をいう。

#### 雨水立て管

ルーフドレンや雨といからの雨水を雨水ます等へ導く、鉛直又は鉛直と45°以内の角度で設ける管をいう。

#### 雨水ます

雨水管の会合点、中間点及び屈曲する箇所設けるますで、下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、ます底部に泥だめを設けたものをいう。

#### 衛生器具

水を供給するために、液体もしくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために、又はそれを排出するために設けられた給水器具・水受け容器・排水器具及び附属品をいう。

#### 汚水

一般家庭、事務所、事業所(耕作の事業を除く。)、工場等からの生活、営業及び生産の活動による排水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雑排水」と区分して、し尿を含んだ排水を「汚水」という。

#### 污水管

汚水を排除するための管をいう。

#### 污水ます

污水管の会合点、中間点及び屈曲する箇所設けるますで、污水が円滑に流下するよう半円状のインバートを設けたものをいう。

#### オフセット

配管経路を平行移動する目的で、エルボ又はベンド継手で構成されている移行部分をいう。

### 〔か行〕

#### 返し通気管

器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に一度立ち上げそれから折り返して立ち下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走部へ接続するか、又は床下を横走りして通気立て管へ接続するものをいう。(器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に立ち上げたまま通気立て管に接続できないような場合に用いられる。)

#### 各個通気管

1個のトラップを通気するため、トラップの下流から取り出し、その器具よりも上方で通気系統へ接続するか、又は大気中に開口するように設けた通気管をいう。

#### 合併槽

汚水及び雑排水を合わせて貯留するための排水槽をいう。

#### 管きょ延長

管路延長からマンホール(ます)の内り寸法を除いた延長をいう。

## 間接排水

食品関係、洗濯関係及び医療関係の機器等は排水管の詰まり等により排水が逆流したときに衛生上危険な状態になることがある。また、トラップの封水が破れたとき有害なガス等が侵入することがあるので、これらの排水は、排水管と直結して排出することをせず、一度、大気中に開放して、所要の排水空間をとって、間接排水用の水受け容器に排出させる。このような排水方法を間接排水という。

## 管頂接合

上流管と下流管の管頂(内面上端)を一致させる接合をいう。

## 管中心接合

上流管と下流管の管中心を一致させる接合をいう。

## 管底高

水準基準面から管の内面下端までの高さをいう。

## 管底接合

上流管と下流管の管底を一致させる接合をいう。

## 管路延長

マンホール(ます)とマンホール(ます)の中心間の距離をいう。

## 器具排水管

衛生器具に附属又は内蔵するトラップに接続する排水管で、トラップから他の排水管までの間の管をいう。

## 器具排水負荷単位による方法(器具単位法)

屋内排水設備の排水管、通気管及び雨水管の管径決定法の一つで、ある器具の排水量を標準器具(洗面器)排水量(28.5ℓ/分)で除し、それに器具の同時使用率、器具の種別による使用頻度、使用者の種類等を考慮し、洗面器の単位を1として定めた単位を用いて管径を決定する方法をいう。

## 供用開始の公示

公共下水道管理者が下水を排除することができる地域について、あらかじめその供用を開始すべき年月日等の公示を行うことをいう。

## 共用通気管

背中合わせ、又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップの封水を保護する1本の通気管をいう。

## 計画下水量

下水道の施設の容量を定めるために用いる下水量をいい、計画汚水量及び計画雨水量がある。

## 計画時間最大汚水量

計画の目標年次において、1時間当たりの汚水流出量として最大となる計画汚水量をいい、地下水量及び工場排水量を含む。管路、ポンプ場等の計画に用いる。

## 下 水

汚水及び雨水を総称していう。

## 下水道

下水を排除するために設ける、管きよ、その他の排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設(浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体をいう。(下水道法第2条第2号参照)

## 結合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止又は緩和するために排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管へ接続する通気管をいう。

## 公共雨水ます

宅地内及び公道上に降った雨水を、公共下水道に取り入れるもので、公道と民有地との境界付近に設けられ公共下水道管理者が設置し、管理を行うものをいう。

## 公共汚水ます

宅地内等からの汚水を、公共下水道に取り入れるもので、公道と民有地との境界付近に設けられ公共下水道管理者が設置し、管理を行うものをいう。

## 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道をいう。(下水道法第2条第3号参照)

## 工場・事業場排水

工場・事業場の生産活動により生じた排水で、これらの中には、そのまま排出されると、下水道施設の機能低下又は損傷あるいは処理場からの放流水の水質を悪化させたりするものがある。これらの排水を、一般の排水と区別して工場・事業場排水という。

## 合流管

汚水と雨水を合わせて排除するための管をいう。

## 合流式

汚水及び雨水を同一の管きよで排除する方式をいう。

## 小型マンホール

点検及び清掃用機器の搬出入に用いる内径60～30cmのマンホール。材質としては、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製、硬質塩化ビニル管がある。近年は、維持管理器具の小型化等と相まってコスト縮減施策として将来延伸が見込まれない管きよの起点や中間点等に採用が多くなっている。

## 〔さ行〕

## サイホン作用

トラップ封水がサイホンの原理により流下することをいう。器具自信の排水によって生ずる自己サイホン作用と、他の器具の封水による負圧によって生ずる誘導サイホン作用がある。

## 雑排水

ちゅう房その他の設備から排除されるし尿を含まない排水をいう。

## 指定工事店制度

排水設備の設置に際し、構造等の技術上の基準を確保するために地方公共団体が条例によって排水設備に関する工事の設計及び施工を行う工事店を指定する制度をいい、この工事店には、一定の資格を有する責任技術者が専属していなければならないとされている。

## 湿り通気管

2個以上のトラップを保護するため、器具排水管と通気管を兼用する部分をいう。

## 浄化槽

便所と連結してし尿、又はし尿と雑排水とを処理する設備又は施設をいう。この浄化槽は下水を微生物の働きによって腐敗及び酸化分解し衛生的に無害な水にして放流する。

## 除害施設

工場や事業場からの排水のうち、下水道の施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設をいう。

## 助成制度等

排水設備の設置、くみ取り便所の改造等を行う場合、地方公共団体の条例により、工事費の一部又は全部について地方公共団体が補助あるいは貸付等の資金的援助をする制度をいう。

## 処理区域

公共下水道により下水を排除することができる地域のうち、排除された下水を終末処理場により処理を開始する事ができる旨公示された区域をいう。

## 伸頂通気管

最上部の排水横管が排水立て管に接続した点よりもさらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。

## 水 封

トラップに水を蓄えて、排水管等からの臭気・下水ガス・害虫等が室内に侵入するのを防止することをいう。

## 水面接合

上流管と下流管の計画水位を水理学的に一致させる接合をいう。

## 水理特性曲線

管きょ内の流水状態は、断面の形状や水深の程度に応じて、流速及び流量が変化する。この関係を表した曲線をいう。

## 節水形便器

洗浄、排水、封水等の機能を維持しながら1回当たりの使用洗浄水量を減らして節水を図った便器をいう。

## 設置義務者

公共下水道の供用が開始されると、当該地域の建物の所有者、土地の所有者、公共施設の管理者等は、排水設備を設置しなければならない。これらの所有者や管理者を設置義務者という。

## 掃除口

屋内排水管の詰まり、あるいは流れが悪くなった場合、管内を容易に掃除できるように適切な位置に、また屋外排水管の会合点や屈曲点等でますを設置することが困難な場合、排水管の保守点検を容易にするための開閉口をいう。

## 即時式利用形態

事務所・デパート等器具利用が特定の短時間内に限定されない利用形態で、利用者が待つことがまれな場合をいう。

## 阻集器

排水中に含まれる有害・危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排水できる形状・構造をもった器具又は装置をいう。

## 側 溝

道路の側方に設置し、路面の雨水をますに導く開きょをいう。

〔た行〕

## 待時式利用形態

劇場・学校など器具利用が短時間に集中する利用形態で、利用者の一部が待つことがある場合をいう。

## 段差接合

上流管と下流管の管底に段差を設ける接合をいう。

## 通 気

排水系統において、排水を円滑にし、かつ排水によって生ずる気圧変動からトラップの封水を保護する目的で空気を流通させること、又はタンク類において水位変化によって生ずる気圧変動を調整する目的で空気を流通させることをいう。

## 通気管

排水系統又はタンク類において通気のために設ける管をいう。

## 通気立て管

排水システムのいずれの箇所も空気の循環が円滑に行われるように設けられた縦の通気管をいう。

## 通気主管(通気ヘッダ)

通気立て管及び伸頂通気管を大気中に開口する前に、これらの管を1本にまとめた管寄せ部分をいう。

## 定常流量法

屋内排水設備の排水管、通気管及び雨水管の管径決定法の一つで、衛生器具の使用頻度と器具排水特性による排水管の負荷の変動を正確に把握し、統計的手法により負荷流量を予測し、管径の決定をする方法である。

## ディスポーザ

野菜くず等の生ごみと水とともに破碎するための装置。ディスポーザを用いた方式には、生ごみを破碎して水と一緒に直接下水道に流し込む「ディスポーザを単体で使用する」と生ごみをディスポーザで破碎後、排水処理部で処理し下水道に接続する「ディスポーザ排水処理システム」がある。

## 土かぶり

地表面から、埋設する管きよの天端までの深さをいう。

## トラップ

水封の機能によって排水管又は公共下水道からガス、臭気、衛生害虫等が排水管及び器具を経て屋内に侵入するのを阻止するために設ける器具又は装置をいう。また衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

## トラップます

衛生器具には原則として器具トラップを設けることとされているが、既設の衛生器具等において、トラップの取付けが困難な場合、食堂・生鮮食料品取扱所で残渣物が排水に混入し、公共下水道に支障をきたすおそれのある場合、合流式下水道において雨水排水系統からの臭気の発散を阻止する場合等に設けるトラップを有するますをいう。

## トラップのウエア

トラップ下流のあふれ面の下端をいう。

## 取付け管

公共汚水ますと下水道本管とを接続するために布設する管をいう。

## 泥だめ

下水道施設へ土砂が流入することを防止するため、雨水ますの底部を取付け管の管底より低くして土砂等がたまるようにしたものをいう。泥だめ深さは通常 15cm 以上とする。

## ドロップます

屋外排水設備に用いるますのうち、上流・下流の排水管の落差が大きい箇所に設けるますをいう。

## 〔な行〕

## 逃し通気管

排水・通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。

## 二重トラップ

汚水の流れの方向に直列に2個以上のトラップを設け、その間に有効な通気管がない場合をいい、器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような誤った例をさす。

## 〔は行〕

## 排 水

不用となり、施設の外に排出する水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雨水」と区分して建物内で生じるし尿を含む排水及び雑排水等を「排水」という。

## 排水管

排水設備における排水管とは、衛生器具、医療機器、製造機器等及び敷地等からの下水を公共下水道へ排水する管をいう。ただし、屋内排水設備では汚水及び雑排水を排水する管を雨水管と区分して「排水管」という。

## 排水口空間

排水系統に直結している器具もしくは水受け容器のあふれ縁、又は排水を受ける床面と間接排水管の管端との間の垂直距離をいう。

## 排除方式

下水を排除するための方式をいい、分流式と合流式がある。

## 排水設備

排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物又は敷地内等の排水管きよ及び付帯設備の総称をいう。

## 排水槽

地階の排水又は低位の排水が自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合、排水をポンプで揚水して排出するための一時貯留する槽をいう。

## 排水立て管

器具排水管や排水横枝管からの排水を排水横主管へ導く鉛直又は鉛直と 45° 以内の角度で設ける管をいう。

## 排水横枝管

器具排水管から排水を、排水立て管又は排水横主管へ導く横管をいう。

## 排水横主管

排水横枝管及び排水立て管からの排水をまとめて敷地排水管(屋外排水設備)へ導く横管をいう。

## バレル

汚水を貯留する円筒状の水槽。

## 必要通気量

排水系統に障害を起こさないために、通気管に流すことが必要とされる空気量をいう。

## 封水

排水管等からの臭気・下水ガス、衛生害虫等が室内に侵入するのを阻止するため、トラップ内に保持する水をいう。

## 封水強度

排水管内に正圧又は負圧が生じたときのトラップの封水保持能力をいう。

## 副管

管きよの接合が段差接合(通常、0.6m以上)となる場合、マンホールの底部の洗掘を防ぎ汚水の飛散を防止するために設ける管をいう。これにより、マンホール内での作業が容易になる。

## 分流式

汚水及び雨水を、それぞれ別の管きよで排除する方式をいう。

## 分離ます

ポンプ設備の保護、又は処理施設の負荷量を軽減するため、雑排水から砂、粗大固形物、油脂等を分離できる能力をもった排水設備用の汚水ますをいう。主として、小規模下水道による排水設備に用いる。

〔ま行〕

マンホール

管きよの検査、点検、清掃のため人が出入りする施設をいう。

水受け容器

使用する水、又は使用した水を一時貯留、あるいはこれらを排水系統に導くために用いられる器具及び容器をいう。

〔や行〕

横 管

水平又は水平と 45° 未満の角度で設ける管をいう。

〔ら行〕

ループ通気管

2 個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て管又は伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。



# 関係法令

北名古屋市下水道条例	60
北名古屋市下水道条例施行規則	68
北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例	90
北名古屋市排水設備指定工事店規則	93
北名古屋市排水設備指定工事店等に対する違反処理に関する要綱	105
北名古屋市排水設備指定工事店審査委員会要綱	108
北名古屋市公共汚水ます等設置に関する要綱	109
北名古屋市公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱	117
北名古屋市水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給に関する要綱	122
北名古屋市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱	125
北名古屋市ディスポーザ排水処理システムに関する指導要綱	131
北名古屋市公共下水道処理開始区域外からの汚水の流入に関する取扱要綱	134
北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例	137
北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例施行規則	138

令和8年3月末現在



目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 排水設備の設置等（第4条・第5条）
- 第3章 排水設備等の工事の指定（第6条—第20条）
- 第4章 公共下水道の使用（第21条—第31条）
- 第5章 雑則（第32条—第38条）
- 第6章 罰則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、公共下水道の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (6) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (8) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (9) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (10) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (11) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続及び内径等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共ますで汚水を排除すべきものに接続すること。
- (2) 排水設備を公共ますに接続させるときは、公共ますの機能を妨げ、又は損傷するおそれのないこと。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上
500人以上	200ミリメートル以上

（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定により申請を行う者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとする

るときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

### 第3章 排水設備等の工事の指定

#### (排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

- (1) 排水設備等の施設を変更しない補修程度の軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から起算して、4年経過後の最初に到達する3月31日までとする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

#### (指定の申請)

第7条 指定工事店の指定は、排水設備等の新設等の工事を行う者の申請により行う。

2 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 排水設備等の新設等の工事を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定により、それぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあつては定款又は登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 選任することとなる責任技術者に係る責任技術者証の写し
- (5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類

#### (指定の基準)

第8条 市長は、第6条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合する者であると認めるときは、同条の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。
- (2) 規則で定める機械器具を有すること。
- (3) 愛知県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 法人であつて、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市長は、第6条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知するものとする。

#### (責任技術者)

第9条 指定工事店は、営業所ごとに次項各号に掲げる職務をさせるため、愛知県下水道協会（以下「県協会」という。）の規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 第19条第1項に規定する検査の立会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

4 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、県協会に対しその事実を報告するものとする。

- (1) 県協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。
- (2) 第9条第2項の規定に違反したとき。
- (3) 排水設備工事上の行為について不正があつたとき。

第10条から第12条まで 削除

(責任技術者認定試験)

第13条 責任技術者認定試験は、県協会が行う。

(責任技術者証)

第14条 責任技術者は、排水設備等の新設等の工書の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定工事店証)

第15条 市長は、指定工事店に対し、排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、第18条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を市長に返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第16条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則が定めるところに従い、適正な排水設備工書の施工に努めなければならない。

(変更等の届出)

第17条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工書を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第18条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止することができる。

(1) 第8条第1項各号のいずれかの規定に適合しなくなったとき。

(2) 第9条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第16条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工書の施工ができないと認められるとき。

(4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 不正の手段により第6条の指定を受けたとき。

2 第8条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(排水設備等の工書の検査)

第19条 排水設備等の新設等を行った者は、当該工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(既設排水施設の検査)

第20条 既設の排水施設を排水設備等として使用する者は、あらかじめ市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

#### 第4章 公共下水道の使用

(法第12条の規定による除害施設の設置等)

第21条 法第12条第1項の規定により次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキササン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第22条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
  - (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
  - (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
    - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
    - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
  - (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
  - (7) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、これらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、又はその処理施設に達するまでに他の汚水により、十分に希釈されることがないと認められるときにおいては、前項の規定にかかわらず、次に定める基準とする。
- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満
  - (2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
  - (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
  - (4) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満
  - (5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満
  - (6) りん含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満
- 3 特定事業場から排除される下水に係る前2項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。
- (1) 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項第1号、第5号又は第6号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。
  - (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第2号から第4号までに掲げる項目に係る水質にあっては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- （法第12条の11の規定による除害施設の設置等）
- 第23条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。
- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
  - (2) 温度 45度未満
  - (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
  - (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
  - (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
  - (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
  - (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
    - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
    - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
  - (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
  - (9) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
  - (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、他の条例により当該公共下水道が接続する流域下水道（雨水流域下水道を除く。）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、これらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、又はその処理施設に達するまでに他の汚水により、十分に希釈されることがないと認められるときにおいては、前項の規定にかかわらず、次に定める基準とする。

- (1) 温度 40度未満
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満
- (7) りん含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満

(管理責任者の選任)

第24条 除害施設を設置した者は、その維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を変更した場合も、同様とする。

(使用開始等の届出)

第25条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第26条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 給水装置を共有し、又は共用する使用者は、使用料の納入について連帯して義務を負うものとする。

3 使用料は、納入通知書により2使用月ごとに徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、毎使用月又は期満時に徴収することができる。

4 使用者は、使用料を口座振替により納入することができる。

5 市長は、公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、第3項の規定にかかわらず、概算による使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を休止し、又は廃止した旨の届出があったときに行う。

(使用料の算定方法)

第27条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 排出量を隔月に算定する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。

3 排出量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量を排出量とみなし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併用して排除した場合は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(4) 製氷業その他の事業の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月ごとに排出量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前3号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

(督促及び滞納処分)

第28条 市長は、第26条に規定する使用料を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）の滞納処分の例により使用料を徴収するものとする。

(事務の委任)

第29条 市長は、前条に規定する滞納処分に関する事務を、使用料の徴収に関する事務に従事する職員に委任する。

(資料の提出)

第30条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(管理人の選定)

第31条 排水設備等を共同で使用する場合は、この条例で定める使用者に関する事項を処理するため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人を変更した場合も、同様とする。

#### 第5章 雑則

(行為の許可)

第32条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第33条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用の許可)

第34条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、申請書に必要な書類を添付し提出して、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとする場合も、同様とする。

2 占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって前項の許可とみなす。

3 市長は、前2項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。

4 占用料の額、徴収方法等については、北名古屋市道路占用料条例（平成18年北名古屋市条例第136号）の規定を準用する。

5 占用の期間は、5年以内とし、期間が満了した場合において市長が必要と認めるときは、その許可を更新することができる。ただし、公共下水道に下水を継続して排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。

(原状回復)

第35条 前条第1項及び第2項の占用の許可を受けた者は、その占用の期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項及び第2項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(手数料)

第36条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 指定工事店の指定 1件につき10,000円

(2) 指定工事店の指定の更新 1件につき10,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既に徴収した手数料は、還付しない。

(使用料等の減免)

第37条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者

(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者

(3) 第19条第1項、第24条、第25条第1項又は第31条の規定による届出を怠った者

(4) 第21条又は第23条の規定に違反した使用者

(5) 第30条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(6) 第32条又は第34条第1項の許可を受けないで当該行為をし、又は占用した者

(7) 第35条第2項の規定による指示に従わなかった者

(8) 第5条第1項、第32条若しくは第34条第1項の申請書若しくは書類、第5条第2項本文若しくは第25条第1項に規定する届出書、第27条第3項第4号の申告書又は第30条の資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、申告者又は資料の提出者

2 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を処する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年6月27日条例第17号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第1条第1号に定める施行の日（平成24年7月9日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北名古屋市下水道条例第6条の規定による指定を受けている者の指定工事店としての有効期間は、改正後の北名古屋市下水道条例第6条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成25年12月26日条例第45号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条第1項の規定は、平成26年6月分の使用料（使用料算定の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の排出量に係る使用料をいう。）から適用し、同年6月分前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北名古屋市下水道条例の規定は、平成31年12月分の使用料から適用し、同年12月分前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北名古屋市下水道条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項の責任技術者である者（以下「旧責任技術者」という。）又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に愛知県内の下水道事業管理者（市の管理者を除く。以下同じ。）の定めた条例又は管理規程により責任技術者として登録を受けた者は、この条例による改正後の北名古屋市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の責任技術者とみなす。

3 前項の適用を受ける旧責任技術者を専属させるときは、改正後の条例第7条第3項第4号に規定する書類に加え、合格証又は修了証の写しを添付しなければならない。

4 この条例の施行の際改正前の条例第14条第1項により交付された責任技術者証又は施行日前に愛知県内の下水道事業管理者の定めた条例又は管理規程により交付された責任技術者証は、改正後の条例第14条の責任技術者証とみなす。

附 則（令和元年12月26日条例第41号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月30日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第27条関係)

区分	基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料 (1使用月につき)	
		排出量	金額 (1立方メートルにつき)
一般用	600円	0立方メートルを超え10立方メートル以下	40円
		10立方メートルを超え30立方メートル以下	100円
		30立方メートルを超え50立方メートル以下	150円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下	200円
		100立方メートルを超えるもの	230円
公衆浴場	600円	0立方メートルを超えるもの	40円

備考 公衆浴場とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和47年愛知県条例第7号)第2条第1号に規定する普通公衆浴場をいう。

○北名古屋市下水道条例施行規則

平成19年9月28日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の接続方法)

第2条 条例第4条第2号に規定する排水設備を公共ますに接続するときの箇所及び工事の方法は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に指示する方法によることができる。

- (1) 排水設備を公共ますに接続させる箇所は、下流側の管渠等の底より高い箇所とすること。
- (2) 排水設備を公共ますに取り付けるときは、公共ますの内壁面に突き出さないようにし、その取付部には漏水の生じない措置を講じること。

(排水設備の構造基準等)

第3条 排水設備の構造基準については、法令の規定によるもののほか、次に定めるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 下水の流速は、1秒間に0.6メートルから1.5メートルまでの範囲内とする。
- (2) 排水管の土かぶり厚は、私道内では60センチメートル以上とし、宅内では20センチメートル以上とする。

(排水設備等の計画の確認申請等)

第4条 条例第5条第1項の申請書及び必要な書類は、排水設備等計画確認申請書（様式第1）、排水設備調書（新設・増築・改築）（様式第2）及び除害施設調書（新設・増築・改築）（様式第3）によるものとする。

2 条例第5条第2項の書面は、排水設備等確認事項変更届（様式第4）によるものとする。

(排水設備等の工事の完了及び検査)

第5条 条例第19条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届（様式第5）により行うものとする。

2 条例第19条第2項（条例第20条第2項において準用する場合を含む。）の検査済証は、排水設備等検査済証（様式第6）によるものとする。

(既設排水施設の届出)

第6条 条例第20条第1項の規定による届出は、既設排水施設届出書（様式第7）により行うものとする。

(排水設備の設置義務免除の許可申請等)

第7条 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書の規定により、排水設備の設置義務の免除の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書（様式第8）に市長が指定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その適否を決定し、排水設備設置義務免除決定書（様式第9）を交付するものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第8条 条例第24条に規定する届出は、除害施設管理責任者選任届（様式第10）によるものとする。

(使用開始等の届出)

第9条 条例第25条第1項に規定する届出は、公共下水道使用開始等届（様式第11）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が水道の利用者としてその使用に関し名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第4条若しくは北名古屋市水道企業団給水条例（平成10年西春日井郡東部水道企業団条例第2号）第4条の規定による撤去の申込み又は名古屋市水道給水条例第22条若しくは北名古屋市水道企業団給水条例第18条の規定による届出をしたときは、当該申込み又は届出をもって、条例第25条第1項の規定による公共下水道の使用の休止、廃止又は再開の届出があったものとみなす。

(使用月の始期及び終期)

第10条 使用月の始期及び終期は、計量のための装置が設置してある場合は、使用水量を計量した日をもって始期とし、次の計量の日をもって終期とする。ただし、隔月に算定する場合は、その中間の日に相当する日をもって終期とし、同日をもって次の使用月の始期とする。

(使用料の算定の特例)

第11条 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用の再開（以下「開始等」という。）をしたときの当該使用月の基本使用料は、使用日数が15日を超える場合は1月分の額とし、15日以内の場合はその2分の1の額とする。

2 使用月の中途において公共下水道の使用を開始したときの当該使用月の従量使用料は、次の計量の日まで無料とする。

(使用水量の認定等)

第12条 条例第27条第1項に規定する排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌使用月の排出量に含めるものとする。

2 条例第27条第3項第2号に規定する使用水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事にのみ水を使用する使用者については、世帯人員（第9条の使用開始等届を提出した日現在における住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録された者をいう。以下同じ。）1人につき1使用月6立方メートルの量をもって使用水量とみなす。ただし、使用者が使用月の中途において使用の開始等をしたときは、その期間の日数に応じて使用水量を認定する。

(2) 前号に規定する使用者以外の使用者については、その使用者の世帯人数、業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定する。

3 条例第27条第3項第3号の規定による認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事にのみ水を使用する使用者については、条例第27条第3項第1号で算定した量と世帯人員1人につき1使用月3立方メートルの量を合算した量をもって使用水量とみなす。ただし、これにより難いときは、使用者の使用状況を考慮して排出量を認定する。

(2) 前号に規定する使用者以外の使用者については、その使用者の水道水の使用水量及び世帯人員、業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して認定した水道水以外の水の使用水量のそれぞれの排出量とする。

4 市長は、前2項の認定をするために必要があると認めるときは、計量のための装置を取り付けさせることができる。

5 水道水以外の水を使用する使用者は、世帯人員、使用する水の種類又は使用形態に変更を生じた場合は、遅滞なく、世帯人員等変更届（様式第12）を市長に提出しなければならない。

(排出量の申告)

第13条 条例第27条第3項第4号の申告書は、排出量申告書（様式第13）によるものとする。

(使用料の督促)

第14条 条例第28条第1項の規定による督促は、督促状（様式第14）によるものとする。

(管理人選定等の届出)

第15条 条例第31条に規定する届出は、排水設備等管理人選定届（様式第15）によるものとする。

(行為の許可申請)

第16条 条例第32条の申請書は、物件設置許可申請書（様式第16）によるものとする。

(占用の許可申請)

第17条 条例第34条第1項の申請書は、公共下水道占用許可申請書（様式第17）によるものとする。

(使用料の減免)

第18条 条例第37条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第18）を

市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、使用料減免決定通知書（様式第19）により通知するものとする。

（占用料の減免申請）

- 第19条 条例第37条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、占用料減免申請書（様式第20）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

- 第20条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第2号）抄

この規則は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第1条第1号に定める施行の日（平成24年7月9日）から施行する。

附 則（平成24年12月27日規則第38号）

この規則は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（平成27年3月2日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第4条関係)

(表)

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )  
指定工事店 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
水道量水器番号	第 号		
設置場所	北名古屋市		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 汚水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去 <input type="checkbox"/> 雨水設備 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> その他( )		
使用者	住所 氏名 (電話 )		
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水の使用 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
使用人数	人	敷地面積	平方メートル
		建築延べ面積	平方メートル( 階建)
水洗便所改造資金 融資あっせん希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※申請者が借地人又は借家人の場合のみ記入すること。			
建物所有者の承認	住所 氏名		
土地所有者の承認	住所 氏名		

※下記欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり確認します。	
北名古屋市長 <span style="float: right;">印</span>	
確認番号	第 号
下水番号	第 号
区 域	<input type="checkbox"/> 認可区域内 <input type="checkbox"/> 認可区域外
特記事項	

(裏)

添 付 書 類

- 1 排水設備調書
- 2 排水設備にあつては、敷地の境界、管渠及びますの位置並びに管渠の延長、こう配及び口径又は内のりを知ることのできる次の図面
  - (1) 平面図 縮尺200分の1程度
  - (2) 配管立図 縮尺200分の1程度
  - (3) 構造詳細図 縮尺20分の1程度
  - (4) その他市長が必要と認める図面
- 3 他人の所有する排水設備又は他人の土地を通り使用(借用)する場合にあつては、それらの所有者の承認書
- 4 除害施設調書

(注) 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第2(第4条関係)

排水設備調書(新設・増設・改築)

下水番号		下水道台帳 図面番号	
確認番号		水道量水器番号	
設置場所	北名古屋市		
申請者	住所		
	ふりがな		
	氏名		
使用者	住所		
	ふりがな		
	氏名		
建物種別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他		
状況形態	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取便所 <input type="checkbox"/> 新築		
取付管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
付近見取図 (1 : 2,500程度)			
着手予定	年 月 日	審査年月日	年 月 日
完了予定	年 月 日	検査年月日	年 月 日
指定工事店			
責任技術者名		登録番号	

様式第3(第4条関係)

除害施設調書(新設・増設・改築)

工場又は事業場の所在地(設置場所)			
工場又は事業場の名称			
代 表 者 名			
業 種			
除害施設	種 類		
	構 造		
除害施設の使用方法		用・排水の系統	
除害施設の処理方法		水 質	
汚 水 の 排 出 量	日最大	立方メートル	
	月平均	立方メートル	
除害施設の施工業者	住所		
	氏名	電話	
添 付 書 類	1 平面図(縮尺200分の1程度) 2 構造図(縮尺100分の1程度) 3 その他市長が必要と認める資料		

※下記欄は、記入しないでください。

下 水 番 号	第 号	下水道台帳図面番号	第 号
確 認 番 号	第 号	水道量水器番号	第 号
特 記 事 項			

様式第4(第4条関係)

排水設備等確認事項変更届

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )  
指定工事店 住所  
(施工業者) 氏名  
(電話 )

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 排水設備等	<input type="checkbox"/> 除害施設
確 認 番 号	第	号
下 水 番 号	第	号
設 置 場 所	北名古屋市	
変 更 前		変 更 理 由
変 更 後		

※下記欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり確認します。	
北名古屋市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
確 認 番 号	第 号
下 水 番 号	第 号
特 記 事 項	

(注) 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第5(第5条関係)

排水設備等工事完了届

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )  
指定工事店 住所  
(施工業者) 氏名  
(電話 )

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 排水設備等 <input type="checkbox"/> 除害施設
確 認 番 号	第                      号
下 水 番 号	第                      号
設 置 場 所	北名古屋市
工 事 完 了 年 月 日	年    月    日
備 考	

(注) 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。



様式第8(第7条関係)

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり申請します。

水道量水器番号	第 号		
申請場所	北名古屋市		
使用者	住所 氏名 (電話 )		
敷地面積	平方メートル		
特定施設の種別			
除害施設の種別		除害施設の構造	
除害施設の使用法		処理方法	
用水及び排水の系統		汚水量及び水質	
使用水及び使用量		月平均	日最大
	水道水	立方メートル	立方メートル
	井戸水	立方メートル	立方メートル
	その他	立方メートル	立方メートル
	合計	立方メートル	立方メートル
水質監視責任者	住所 氏名 (電話 )		

※下記欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり許可します。	
北名古屋市長 <span style="float: right;">印</span>	
許可番号	第 号
区 域	<input type="checkbox"/> 認可区域内 <input type="checkbox"/> 認可区域外
許可条件	

(注) 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第10(第8条関係)

除害施設管理責任者選任届

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 変 更
下 水 番 号	第                      号
工場又は事業場の 所在地(設置場所)	北名古屋市
除 害 施 設 の 種 類	
除 害 施 設 管 理 責 任 者	住 所 ふりがな 氏 名 電 話
選任・変更年月日	年              月              日
備 考	

(注)1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

2 変更の場合は、旧除害施設管理責任者氏名を備考欄に記入すること。

様式第11(第9条関係)

公共下水道使用開始等届

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

使用者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	年 月 日から <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開
下 水 番 号	第 号
水 道 量 水 器 番 号	第 号
排水設備等の設置場所	北名古屋市
使 用 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水・井戸水の併用 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備 考	
納 付 承 諾 書	下水道使用料の納付方法は、上水道使用料と同じ支払方法を承諾します。  納入者 住所 氏名

(注)1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

2 水道水以外の水を使用している場合は、関係書類を添付すること。

様式第12(第12条関係)

世帯人員等変更届

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

使用者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり届け出ます。

下 水 番 号	第 号
設 置 場 所	北名古屋市
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

(注) 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第13(第13条関係)

排出量申告書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

使用者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり届け出ます。

下水番号	第 号
使用期間	年 月分 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
使用水量	水道水 立方メートル 井戸水 立方メートル その他 立方メートル 合計 立方メートル
製品化した使用水量	
排出量	
備考	

(注) 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。



様式第16(第16条関係)

(表)  
物件設置許可申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更( 年 月 日 第 号)
行為目的	
行為場所	北名古屋市
処理分区名等	分区 幹線
設置物件等	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為(占用)期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の実施方法	
施工業者	住所 氏名 (電話 )
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図 <input type="checkbox"/> 縦断面図 <input type="checkbox"/> 横断面図 <input type="checkbox"/> 利害関係者があるときはその意見書

※下記欄は、記入しないこと。

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記のことについて、次のとおり許可します。</p> <p style="text-align: right;">北名古屋市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	
許可番号	第 号
行為許可期間 (占用期間)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日から 年 月 日まで
工事の時期	許可の日から 日間
占用の料金	料金は、 額金 円とし、市長の発する納入通知書により納期限内に納入すること。

(注) 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

(裏)

#### 遵 守 事 項

- 1 物件設置者は、市長の許可を得なければ、許可により生ずる権利義務を他人に譲渡することはできない。
- 2 行為(占有)の許可期間が満了したとき、物件設置者においてその目的を廃止したとき、市長が物件の移転の必要を認めたとき、又は市長が許可を取り消したときは、市長の指示に従い、行為(占有)に関する物件を除却し、公共下水道を現状に回復しなければならない。ただし、除却に要する費用は、物件設置者の負担とする。
- 3 工事の作業実施に当たっては、申請書のとおり行い、他人に迷惑をかけないように実施する。

#### 条 件 (指示事項)

様式第17(第17条関係)

(表)

公共下水道占用許可申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更( 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 更新( 年 月 日 第 号)
占用目的	
占用場所	北名古屋市
占用物件等	
工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の実施方法	
施工業者	住所 氏名 (電話 )
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 構造詳細図 <input type="checkbox"/> 縦断面図 <input type="checkbox"/> 横断面図 <input type="checkbox"/> 利害関係者があるときはその意見書

※下記欄は、記入しないこと。

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記のことについて、次のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">北名古屋市長 <span style="float: right;">印</span></p>	
許可番号	第 号
占用許可期間	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新 年 月 日から 年 月 日まで
工事の時期	許可の日から 日間
占用の料金	料金は、 額金 円とし、市長の発する納入通知書により納期限内に納入すること。

(注) 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

(裏)

### 遵 守 事 項

- 1 占有者は、市長の許可を得なければ、許可により生ずる権利義務を他人に譲渡することはできない。
- 2 占有の許可期間が満了したとき、占有者においてその目的を廃止したとき、市長が占有物件の移転の必要を認めたとき、又は市長が許可を取り消したときは、市長の指示に従い、占有に関する物件を除却し、公共下水道を現状に回復しなければならない。ただし、除却に要する費用は、占有者の負担とする。
- 3 工事の作業実施に当たっては、申請書のとおり行い、他人に迷惑をかけないように実施する。

### 条 件 (指示事項)

様式第18（第18条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
（電話 ）

下記の理由により、下水道使用料の減免を申請します。

下 水 番 号	第 号
使用料納入通知書番号	第 号
排 水 設 備 等 の 設 置 場 所	北名古屋市
減免を受けようとする理由	
対 象 と な る 期 間	年 月分から 年 月分まで
備 考	

（注）法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第20(第19条関係)

占用料減免申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

申請者 住所  
氏名  
(電話 )

次のとおり申請します。

占 用 物 件	
占 用 場 所	北名古屋市
減 免 申 請 額	金 円
減免を受けようとする理由	

※下記欄は、記入しないこと。

年 月 日	
上記のことについて、次のとおり決定しました。	
北名古屋市長 <span style="float: right;">印</span>	
決 定 番 号	第 号
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 却下
決 定 理 由	
減 免 す る 額	円

(注) 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

○北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例

平成19年6月21日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条の規定に基づき、受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、当該土地の所有権以外の権利（一時使用のために設定された権利を除く。）の目的となっている土地については、土地の所有者及び土地の所有権以外の権利を有する者が協議して、土地の所有権以外の権利を有する者を当該土地に係る負担金の徴収を受けるべき者として定めた場合には、その者を受益者とみなす。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 市長は、排水区域を2以上の負担区に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び面積を告示しなければならない。

(負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、次の表に掲げる金額に、当該受益者が次条第1項の告示の日現在において所有し、又は所有権以外の権利を有する土地で、同項の規定により告示された区域内のもの地積を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額
第1負担区	400円
第2負担区	400円

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、負担金を賦課しようとするときは、その年度の当初に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を負担区ごとに定め、これを告示しなければならない。

2 賦課対象区域は、前項の告示の日までに事業が完了した区域及び当該年度内に事業が完了することが予定されている区域でなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、前条第1項の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その負担金の額が100円未満であるときはその全額を切り捨てる。

3 第1項の負担金の賦課は、前条第1項の告示の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。ただし、次条の規定により賦課を保留した受益者については、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納期等を受益者に通知しなければならない。

5 負担金は、12回に分割し、3年間で徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたとき、又は負担金の合計額が12,000円未満の場合は、この限りでない。

(負担金の賦課保留)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の賦課を保留することができる。

(1) 著しく利用困難な土地又は係争中で受益者が定まっていないことにより、賦課を保留することが適当であると認められるとき。

(2) 前号に掲げる以外に特別な事情があると認められるとき。

(負担金の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の規定による農地

(2) 受益者が災害、盗難その他の事故により、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長において特に徴収を猶予する必要があると認めるとき。

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 事業のための土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第5条第1項の告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。この場合において、第6条第1項の規定により定められた負担金の額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、納期限までに負担金を納付しない者がいるときは、当該負担金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その負担金額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その確定金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

4 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(督促及び滞納処分)

第12条 市長は、第6条に規定する負担金を納期限までに納付しない者がいるときは、納期限後20日以内に法第75条第3項の規定による督促を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第75条第5項の規定により、国税徴収法（昭和34年法律第147号）の滞納処分の例により負担金及び延滞金を徴収するものとする。

(事務の委任)

第13条 市長は、前条に規定する滞納処分に関する事務を、負担金及び延滞金の徴収に関する事務に従事する

職員に委任する。

(公示送達)

第14条 負担金及び延滞金の賦課徴収又は還付に関する書類の公示送達は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用する。この場合において、「前条の規定により送達すべき書類」とあるのは、「負担金及び延滞金の賦課徴収又は還付に関する書類」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金に係る割合の特例)

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則（平成24年12月27日条例第36号）

この条例は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第31号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例附則第2項の規定、改正後の北名古屋市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、改正後の北名古屋市介護保険条例附則第8項の規定及び改正後の北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月26日条例第13号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の北名古屋市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、改正後の北名古屋市介護保険条例附則第8項の規定、改正後の北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例附則第2項の規定及び改正後の北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

○北名古屋市排水設備指定工事店規則

令和2年3月31日

規則第24号

北名古屋市排水設備指定工事店規則（平成19年北名古屋市規則第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、北名古屋市排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 条例第7条第2項の申請書は、排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）（様式第1。以下「指定申請書」という。）とする。

2 指定申請書は、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 条例第7条第3項第1号に規定する誓約書（様式第2）
- (2) 法人にあつては定款又は登記事項証明書
- (3) 個人にあつては申請者の住民票の写し
- (4) 条例第7条第3項第3号に規定する営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第3）
- (5) 条例第7条第3項第5号に規定する機械器具を有することを証する書類（様式第4）
- (6) 条例第14条の排水設備責任技術者証の写し
- (7) 条例第15条第1項の排水設備指定工事店証（様式第5）

（指定の更新）

第3条 条例第6条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間満了までに指定申請書に前条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（機械器具）

第4条 条例第8条第1項第2号の規定で定める機械器具は、次に掲げるものとする。

- (1) 管の切断用の機械器具
- (2) 管の加工用の機械器具
- (3) 接合用の機械器具

（指定工事店証の様式）

第5条 条例第15条第1項の指定工事店証は、排水設備指定工事店証（様式第5）とする。

（指定工事店証の書換え交付申請）

第6条 指定工事店は、条例第15条第1項の規定により交付された指定工事店証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに排水設備指定工事店証書換え交付申請書（様式第6）に変更の事実を証する書類及び当該指定工事店証を添えて、これを市長に提出し、当該指定工事店証の書換え交付を受けなければならない。

（指定工事店証の再交付申請）

第7条 指定工事店は、条例第15条第1項の規定により交付された指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第7）に住居票の写し又は定款若しくは登記事項証明書並びに毀損したときは当該指定工事店証を添えて、これを市長に提出し、当該指定工事店証の再交付を受けなければならない。

（遵守事項）

第8条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工費で施工し、工事契約は、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示した上で締結すること。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

- (4) 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
- (6) 責任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計し、及び施工しないこと。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等は、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

(変更の届出)

第9条 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定工事店の名称若しくは所在地又はその代表者の氏名
- (2) 選任する責任技術者

2 条例第17条の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに排水設備指定工事店変更届出書(様式第8)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第3)及び指定工事店証、法人にあつては、定款又は登記事項証明書、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第3)及び指定工事店証
  - (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、責任技術者証の写し
- (廃止等の届出)

第10条 条例第17条の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業の廃止、休止又は再開後、直ちに排水設備指定工事店(廃止・休止・再開)届出書(様式第9)を市長に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止の届出をするときは、届出書に指定工事店証を添付しなければならない。

(公示)

第11条 市長は、条例第8条第2項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により措置をとる場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店が条例第6条第3項の指定の更新を受けなかったとき。
- (2) 第9条第1項第1号に掲げる事項の変更により、条例第17条の規定による変更の届出があったとき。
- (3) 条例第17条の規定により事業の廃止の届出があったとき。

2 市長は、愛知県下水道協会が試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示するものとする。

(事務連絡会)

第12条 市長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 責任技術者は、前項の事務連絡会に出席するよう努めるものとする。

(雑則)

第13条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以前に、改正前の北名古屋市排水設備指定工事店規則の規定に基づき排水設備工事責任技術者として登録されているものに係る手続については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月16日規則第17号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1（第2条、第3条関係）

排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申 請 者	ふりがな	
	営業所所在地	
	ふりがな	
	営業所名	
	ふりがな	
	代表者氏名	
	電話番号	
責任技術者氏名		
責任技術者登録番号	第	号

〔添付書類〕

- 1 誓約書（様式第2）
- 2 法人の場合は、定款又は登記事項証明書
- 3 個人の場合は、申請者の住民票の写し
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第3）
- 5 排水設備工事責任技術者証の写し
- 6 機械器具を有していることを証する書類（様式第4）

様式第2（第2条、第3条関係）

誓約書

排水設備指定工事店申請者及びその役員は、北名古屋市下水道条例第8条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申 請 者

営業所所在地

営 業 所 名

代 表 者 氏 名

様式第3（第2条、第3条、第9条関係）

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

<p>【平面図】</p> <p style="text-align: right;">面積                      m<sup>2</sup></p>
<p>【付近見取図】</p> <p style="text-align: center;">線                      駅下車    バス・徒歩                      分</p>

- (注) 1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
2 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるもの数枚を添付すること。  
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。



様式第5（第5条関係）

排水設備指定工事店証

年 月 日

北名古屋市長

印

下記の者を北名古屋市下水道条例第6条の規定により、排水設備指定工事店として、指定する。

記

指定（登録）番号	第 号
所在地	
指定工事店名 （ 商号 ）	
代表者氏名	
指定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第6（第6条関係）

排水設備指定工事店証書換え交付申請書

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申 請 者	指定（登録）番号	第 号
	所在地	
	指定工事店名（商号）	
	代表者氏名	
	電話番号	
【変更の内容及び理由】		

〔添付書類〕

- 1 変更の事実を証する書類
- 2 排水設備指定工事店証（様式第5）。ただし、排水設備指定工事店変更届出書（様式第8）に添付した場合は不要

様式第7（第7条関係）

排水設備指定工事店証再交付申請書

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申請者	指定（登録）番号	第 号
	所在地	
	指定工事店名（商号）	
	代表者氏名	
	電話番号	
【理由】		

〔添付書類〕

- 1 法人の場合は、定款又は登記事項証明書
- 2 個人の場合は、申請者の住民票の写し
- 3 毀損した場合は、排水設備指定工事店証（様式第5）

様式第8（第9条関係）

排水設備指定工事店変更届出書

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

指定（登録）番号 第 号  
 指定工事店名（商号）  
 代表者氏名

異動事項	新	旧
指定工事店名（商号）		
添付書類	1 法人の場合は、定款又は登記事項証明書 2 排水設備指定工事店証（様式第5）	
指定工事店所在地	電話	電話
添付書類	1 法人の場合は、定款又は登記事項証明書 2 個人の場合は、申請者の住民票の写し 3 営業所の平面図、写真及び付近見取図（様式第3） 4 排水設備指定工事店証（様式第5）	
代表者氏名		
添付書類	1 法人の場合は、定款又は登記事項証明書 2 排水設備指定工事店証（様式第5）	
役員	変更	有 ・ 無
添付書類	1 法人の場合は、定款又は登記事項証明書 2 誓約書（様式第2）	
責任技術者氏名		
添付書類	排水設備工事責任技術者証の写し	

備考 指定工事店証の記載事項の変更がある場合には、併せて指定工事店証の書換え交付申請が必要となります。

様式第9（第10条関係）

排水設備指定工事店 廃止 休止 届出書  
再開

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

届出者

廃止 北名古屋市下水道条例第17条の規定に基づき、排水設備工事の事業の 休止 の届出をします。 再開	
指定（登録）番号	第 号
所在地	
指定工事店名（商号）	
代表者氏名	
電話番号	
（廃止・休止・再開）の年月日	年 月 日
<b>【（廃止・休止・再開）の理由】</b>	
[添付書類]	
廃止の届出については、排水設備指定工事店証（様式第5）	

○北名古屋市排水設備指定工事店に対する違反処理に関する要綱

平成27年2月2日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北名古屋市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の違反に対して行う処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査等)

第2条 下水道課長（以下「課長」という。）は、指定工事店が、次に掲げる行為等（以下「違反行為等」という。）に該当するおそれがあるときは、その事実関係の調査を行う。

(1) 指定工事店が、北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号。以下「条例」という。）

第18条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 指定工事店が、北名古屋市排水設備指定工事店規則（平成19年北名古屋市規則第49号。以下「規則」という。）第8条各号のいずれかの事項に違反したとき。

2 課長は、必要があると認めるときは、当該指定工事店からてん末書の提出を求めることができる。

(指導又は文書注意等)

第3条 課長は、前条第1項の調査において違反行為等に該当すると認めた場合は、違反行為等の内容を検討し、次条第1項に掲げる処分（以下「処分」という。）は要しないが、違反行為等の再発を防止するため注意等を促す必要があると認めるときは、当該指定工事店に対し、違反行為等の是正を求める指導又は文書による注意を行うことができる。

2 課長は、必要があると認めるときは、当該指定工事店から始末書の提出を求めることができる。

(処分)

第4条 条例第18条第1項に規定する指定工事店の指定の取消し又は指定の効力の停止の基準は、別表違反行為等の欄に掲げる場合について、それぞれ当該処分の欄に定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、指定の効力の停止期間中に、指定工事店が違反行為等を行った場合は、指定工事店の指定を取り消すものとする。

(北名古屋市排水設備指定工事店審査委員会)

第5条 課長は、違反行為等の内容を検討し、処分の必要があると認めるときは、市長に報告し、北名古屋市排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

第6条 建設部長は、課長からの報告に基づき委員会を開催し、指定工事店に対する処分について審議を行う。

2 別表に該当しない違反行為等であっても特に悪質と認められるものの処分は、委員会において審議を行う。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第7条 市長は、指定工事店の処分を行う場合、当該処分の対象となる指定工事店に対し、北名古屋市行政手続条例（平成18年北名古屋市条例第10号）及び北名古屋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成18年北名古屋市規則第12号）に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

2 弁明の機会の付与にあつては、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面を提出するものとする。

(処分の決定)

第8条 市長は、聴聞調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見のほか、委員会の審議の結果を参酌して処分を決定するものとする。

(処分の通知)

第9条 市長は、指定工事店の処分を行うときは、当該指定工事店に対し処分の内容及び根拠となる条例又は規則の条項並びに処分を行う理由を記載した書面により通知するものとする。

(処分の周知)

第10条 市長は、指定工事店に対する処分を行ったときは、条例第18条第2項の規定に基づき、これを周知するものとする。

(指定の取消し後の排水設備工事の施工等の禁止)

第11条 指定を取り消された指定工事店は、全ての排水設備等の新設等の工事をする事ができない。ただし、取消し前から引き続き施工している工事に限り、当該工事の完了まで施工を行うことができる。

(指定の効力の停止期間中の排水設備工事の施工等の禁止)

第12条 指定の効力を停止された指定工事店は、当該停止の期間において、全ての排水設備等の新設等の工事をする事ができない。ただし、当該停止前から引き続き施工している工事に限り、当該工事の完了まで施工を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第141号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に、改正前の北名古屋排水設備指定工事店規則の規定に基づき排水設備工事責任技術者として登録されているものに係る手続については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

違反行為等	処分	該当条項	備考
条例第8条第1項各号のいずれかの規定に適合しなくなったとき。	指定の取消し	条例第18条第1項第1号	
条例第9条第1項の規定に違反したとき。	指定の取消し	条例第18条第1項第2号	
条例第5条第1項又は第2項の規定による届出がなされていない排水設備等の新設等の工事を施工したとき。	指定の効力の停止（6月以内）又は指定の取消し	条例第18条第1項第3号	指定の効力の停止とするか、指定の取消しとするかは、委員会において審議する。
条例第19条第1項の規定による工事が完了した旨の届出がなされなかったとき。	指定の効力の停止（6月以内）又は指定の取消し	条例第18条第1項第3号	指定の効力の停止とするか、指定の取消しとするかは、委員会において審議する。
その施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与えたとき。	指定の効力の停止（6月以内）又は指定の取消し	条例第18条第1項第3号	指定の効力の停止とするか、指定の取消しとするかは、委員会において審議する。
その施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与えるおそれがあるとき。	指定の効力の停止（1月以内）	条例第18条第1項第3号	
規則第8条各号のいずれかの事項に違反したとき。	指定の効力の停止（6月以内）又は指定の取消し	条例第18条第1項第3号	指定の効力の停止とするか、指定の取消しとするかは、委員会において審議する。
条例第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	指定の効力の停止（6月以内）又は指定の取消し	条例第18条第1項第4号	指定の効力の停止とするか、指定の取消しとするかは、委員会において審議する。
不正の手段により、条例第6条の指定を受けたとき。	指定の取消し	条例第18条第1項第5号	

○北名古屋市排水設備指定工事店審査委員会要綱

平成27年2月2日

告示第11号

(設置)

第1条 北名古屋市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対する北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号。以下「条例」という。）及び北名古屋市排水設備指定工事店に対する違反処理に関する要綱（平成27年北名古屋市告示第10号）に基づく処分の審議をするため、北名古屋市排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、条例第18号第1項に規定する指定工事店の指定の取消し又は指定の効力の停止に関することについて審議する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるものについては、委員会に付議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、建設部長、建設部次長、下水道課長、下水道課課長補佐の職にある者（これに相当する職にある者を含む。以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、建設部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、下水道課長の職にある者がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急に審議を要するもので、かつ、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合は、持ち回りにより会議に代えることができる。決定の方法については、前項の規定による。

5 議長が特に必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第142号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に、改正前の北名古屋市排水設備指定工事店規則の規定に基づき排水設備工事責任技術者として登録されているものに係る手続については、なお従前の例による。

○北名古屋市公共汚水ます等設置に関する要綱

平成18年3月20日

告示第84号

(目的)

第1条 この要綱は、汚水を排除する公共下水道のます及び取付管（以下「公共汚水ます等」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図ることを目的とする。

(設置場所)

第2条 公共汚水ます等の設置場所は、公道等の境界から1メートル以内の敷地内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業所（以下「特定事業場」という。）の公共汚水ます等については、原則として公道に設置する。また、特定事業場以外の工場又は事業所の公共汚水ます等についても、公道に設置することができる。

(設置個数)

第3条 公共汚水ます等の設置個数は、1敷地に1個とする。

(設置の申請)

第4条 公共下水道の汚水管布設時において、前条の規定により公共汚水ます等の設置を希望する者は、公共汚水ます等設置申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、公共汚水ます等の設置を必要としない土地については、汚水を新たに排除する必要があるときに申請するものとする。

- 2 他人の土地に公共汚水ます等を設置しなければ汚水を公共下水道に排除することが困難な場合は、公共汚水ます等設置承諾書（様式第2）を前項の申請書に添付するものとする。

(増設又は移設)

第5条 公共汚水ます等は、次のいずれかに該当する場合に限り、増設又は移設をすることができる。

- (1) 分筆による譲渡又は借地権等を設定し、汚水を排除することが明らかな場合
- (2) 建築物の増改築又は新築に伴い、汚水を既設公共汚水ます等に排除することが不可能な場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が増設又は移設をやむを得ないと認める場合

(増設等の申請)

第6条 公共汚水ます等の増設又は移設しようとする者（以下「増設・移設申請者」という。）は、公共汚水ます等増設・移設申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定について準用する。
- 3 市長は、前2項による申請があったときは、速やかに内容を審査し、公共汚水ます等増設・移設承認（却下）決定通知書（様式第4）により増設・移設申請者に通知するものとする。

(廃止)

第7条 土地利用形態の変更等により公共汚水ます等を使用する必要がなくなった者は、速やかに公共汚水ます等を撤去しなければならない。

- 2 前項の規定による公共汚水ます等の撤去については、市の定める基準による。

(廃止の申請及び報告)

第8条 前条の規定による公共汚水ます等を廃止しようとする者（以下「廃止申請者」という。）は、公共汚水ます等廃止申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

- 2 廃止申請者は、撤去した場合、速やかに公共汚水ます等廃止報告書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第9条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）で規定する市街化区域の土地に設置す

る場合の公共汚水ます等の費用は、次の各号のいずれかに掲げるところにより当該各号に掲げるものが負担をしなければならない。

- (1) 第3条及び第5条第1号に該当する場合は、市負担とする。
- (2) 第5条第2号に該当する場合は、増設・移設申請者負担とする。
- (3) 第5条第3号に該当する場合は、その都度、市長が定める。
- (4) 第7条に該当する場合は、廃止申請者負担とする。

2 前項に定めるもののほか、法で規定する市街化調整区域のうち、北名古屋市公共下水道処理開始区域外からの汚水の流入に関する取扱要綱（平成20年北名古屋市告示第75号）第2条第3号及び第4号に規定する土地に設置する場合の公共汚水ます等の費用は、すべて自己負担とする。

（所有権の帰属）

第10条 公共汚水ます等の所有権は、本市に帰属し、当該土地の使用期間は、これらの施設の存続期間とし、かつ、使用料は、無料とする。

（管理）

第11条 公共汚水ます等の管理は、市が行うものとする。

（使用者の責務）

第12条 公共汚水ます等を使用する者（以下「使用者」という。）は、清掃等を行い清潔に維持するよう努めなければならない。

2 使用者は、公共汚水ます等の点検、補修、取替え等に支障を来すような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

（公共汚水ます等の規格及び構造）

第13条 公共汚水ます等の規格及び構造は、市の定める基準による。

（雑則）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の師勝町公共汚水ます等設置に関する要綱（平成13年師勝町告示第78号）又は西春町公共汚水ます等設置に関する要綱（平成13年西春町要綱第45号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月31日告示第116号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月2日告示第13号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第72号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第4条関係)

公共汚水ます等設置申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

公共汚水ます等の設置について、次のとおり申請します。

なお、設置後に維持管理を行うための市職員の立入りについては、異議を申しません。

土地所在地		面積	m <sup>2</sup>
土地所有者	住 所 氏 名 電話番号		

1 土地所在地で該当するところに、○印又は記入をしてください。

種別 1 住宅 2 事務所 3 店舗 4 店舗付き住宅  
5 工場 6 倉庫 7 その他( )

2 上記種別の3~7に○印の方は、更に、次に該当するところに、○印又は記入をしてください。

業種 1 製版業 2 化学工業 3 金属製品製造業  
4 鉄鋼業 5 繊維工業 6 食料品製造業  
7 飲食業 8 洗濯業 9 自動車整備業  
10 メッキ業 11 写真現像業 12 機械器具製造業  
13 学校 14 病院 15 パルプ紙製造業  
16 ガソリンスタンド 17 その他( )

見 取 図

方 位

凡 例	
-----	宅地境界線
	家 屋
T	トイレ
B	浴 室
K	流し類
○	浄化槽
-----	現況排水経路
————	計画排水経路
◎	公共汚水ます設置場所

※ 境界等の目印から公共汚水ますまでの距離を記入してください。

現況トイレ形態	1 くみ取り
	2 単独浄化槽
	3 合併処理浄化槽

様式第2(第4条関係)

公共汚水ます等設置承諾書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
(甲)申請者 氏 名  
電話番号

住 所  
(乙)土地所有者 氏 名  
電話番号

乙は、下記の土地について、甲が使用する公共汚水ます等を設置することを承諾します。

記

土地の表示	
-------	--

様式第3(第6条関係)

公共汚水ます等増設・移設申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

公共汚水ます等の増設・移設について、次のとおり申請します。

なお、設置後に維持管理を行うための市職員の立入りについては、異議を申しません。

土地所在地		面積	m <sup>2</sup>
土地所有者	住 所 氏 名 電話番号		

1 土地所在地で該当するところに、○印又は記入をしてください。

種別 1 住宅 2 事務所 3 店舗 4 店舗付き住宅  
5 工場 6 倉庫 7 その他( )

2 上記種別の3~7に○印の方は、更に、次に該当するところに、○印又は記入をしてください。

業種 1 製版業 2 化学工業 3 金属製品製造業  
4 鉄鋼業 5 繊維工業 6 食料品製造業  
7 飲食業 8 洗濯業 9 自動車整備業  
10 メッキ業 11 写真現像業 12 機械器具製造業  
13 学校 14 病院 15 パルプ紙製造業  
16 ガソリンスタンド 17 その他( )

様式第5(第8条関係)

公共汚水ます等廃止申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

公共汚水ます等の廃止について、次のとおり申請します。

土地所在地	
土地所有者	住 所 氏 名 電話番号
廃止の理由	

様式第6(第8条関係)

公共汚水ます等廃止報告書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

公共汚水ます等の廃止について、次のとおり報告します。

廃止場所土地所在地	
-----------	--

※ 添付書類

写真(撤去前又は閉塞前、撤去後又は閉塞後、作業状況等)

○北名古屋市公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱

平成18年3月20日

告示第85号

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道事業認可区域内の私道への公共下水道の污水管（以下「污水管」という。）の布設に関し必要な事項を定めることにより、私道に接する建築物等の排水設備の整備促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づき建築物の建築の用に供する目的で開発行為の許可を受けた一般私人が管理する道路又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に基づく位置の指定を受けた道路をいう。

(污水管布設条件)

第3条 污水管を布設する私道は、次に掲げるすべての条件を備えていなければならない。

(1) 污水管の布設に施工上支障がないこと。

(2) 布設しようとする污水管に汚水を排除すべき戸数が2戸以上あり、遅滞なく排水設備が施工されることが明らかであること。

(3) 私道の土地所有者等が污水管の布設を承諾していること。

(4) 私道の使用期間は、污水管の存続期間とし、かつ、土地の使用料が無料であること。

(5) 私道の所有権を有する者が、その所有権を譲渡し、又は所有権以外の権利を設定しようとする場合は、権利を取得する者に対して前号に規定する条件を受け継がせる旨の確約ができること。

2 前項の規定にかかわらず、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公示された供用を開始する日以後に私道になった場合は、この要綱の適用除外とし、污水管は布設しないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請)

第4条 私道に污水管の布設を希望する者は、代表者を定め、私道内污水管布設申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 私道内污水管布設希望者名簿（様式第2）

(3) 私道内污水管布設承諾書（様式第3）

(4) その他市長が必要とするもの

(適否の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、必要な調査を行い申請の適否を決定し、その結果を私道内污水管布設決定（却下）通知書（様式第4）により代表者に通知するものとする。

(完成後の措置)

第6条 布設した污水管の所有権は、本市に帰属し、当該污水管の維持管理は市が行うものとする。

2 土地所有者等は、新たに当該污水管の利用の申出があったときは、これを拒んではならない。

(污水管の移設又は撤去)

第7条 布設された污水管の全部又は一部を移設し、又は撤去しようとする者は、市長の承認を得て行わなければならない。この場合において、移設又は撤去に要する費用は、原因者が負担するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の師勝町公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱（平成13年師勝町告示第79号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。  
附 則（令和3年3月16日告示第72号）  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和6年7月24日告示第186号）  
この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1(第4条関係)

私道内污水管布設申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
代表申請者 氏 名  
電話番号

私道への污水管布設について、下記のとおり申請します。

記

私道の土地地番	
私道に接する家屋	戸
添付書類	1 位置図 2 私道内污水管布設希望者名簿(様式第2) 3 私道内污水管布設承諾書(様式第3) 4 その他市長が必要とするもの

様式第2 (第4条関係)

私道内污水管布設希望者名簿

図面対 照番号	住	所	氏	名	電 話 番 号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

様式第3(第4条関係)

私道内汚水管布設承諾書

(宛先)北名古屋市長

私道の土地地番	
権 利 の 種 類	1 所有権            2 賃借権            3 その他(            )
誓 約 事 項	<p>1 汚水管布設期間は、汚水管の存続期間とし、土地使用料は無料とする。</p> <p>2 新たに汚水管の利用の申出があったときは、これを拒みません。</p> <p>3 汚水管の維持管理上必要な場合の立入りには、異議を申しません。</p> <p>4 汚水管を除く私道の維持管理は、使用者と協議の上、責任を持って行い、私道の現況を変更するときはあらかじめ市長と協議します。</p> <p>5 私道の所有権を譲渡し、又は所有権以外の権利を設定する場合は、権利取得者に前各項の規定を受け継がせます。</p>
<p>私が権利を有する上記の土地に汚水管を布設すること、及び上記の誓約事項を承諾します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">住    所 氏    名 電話番号</p>	

○北名古屋市水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給に関する要綱

平成19年10月26日

告示第290号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道に接続するために、くみ取便所を水洗便所に改造し、又は浄化槽を廃止するために要する資金（以下「改造資金」という。）の融資のあっせん及び融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）への利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(融資のあっせん対象)

第2条 改造資金の融資のあっせんは、次の各号のいずれかに掲げる工事（以下「改造工事」という。）を対象とする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び附属設備の設置工事並びにこれに伴う排水設備工事
- (2) 浄化槽の廃止及びこれに伴う排水設備工事
- (3) 市長が前2号の工事と同等と認める工事

(融資のあっせんを受けられる者)

第3条 改造資金の融資のあっせんを受けられる者は、公共下水道によって汚水を排除できる区域内の建物の所有者又は占有者（当該改造工事について所有者の承認を得た場合に限る。）とし、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (2) 自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。
- (4) 市内に居住し、弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、下水の処理を開始する日から起算して3年を経過したときは、融資のあっせんを行わない。ただし、市長が相当の理由があると認めたものについては、この限りでない。

(融資のあっせん額)

第4条 改造資金の融資のあっせん額は、改造工事に要した費用の額以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、改造工事に要した費用の額が次の各号に掲げる改造工事の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超える場合における融資のあっせん額は、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 第2条第1号に該当する工事及び市長がこれと同等と認める工事は、1件につき60万円とする。ただし、便槽が1個増すごとに30万円を加算する。
- (2) 第2条第2号に該当する工事及び市長がこれと同等と認める工事は、1件につき30万円とする。ただし、浄化槽が1基増すごとに15万円を加算する。

(融資のあっせん条件)

第5条 改造資金の融資のあっせんをする条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資金には、利子を付さない。
- (2) 融資金の償還は、融資を受けた月の翌月から起算して60月以内の元金均等の方法による償還とする。ただし、償還期日前においても繰上償還をすることができる。

(利子補給)

第6条 市長は、改造資金を融資した取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還期日を経過した融資に係る利子相当額（災害その他市長が特に必要があると認めた場合の利子相当額を除く。）は、補給しない。

2 前項の利子補給の方法及び利率については、市長と取扱金融機関において協議して定める。

(融資のあっせんの申込み)

第7条 改造資金の融資のあっせんを受けようとする者は、水洗便所改造資金等融資あっせん申込書（様式第1）

に必要な書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による排水設備等の計画の確認申請と併せて行わなければならない。

（融資のあっせんの決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、取扱金融機関と協議の上、融資のあっせんの適否及びあっせん額を決定し、水洗便所改造資金等融資あっせん決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（融資のあっせん額の決定等）

第9条 市長は、条例第19条第1項に規定する検査に合格した後に、融資のあっせん額を決定し、水洗便所改造資金等融資あっせん額決定通知書（様式第3）により申込者に通知するとともに、水洗便所改造資金等融資依頼書（様式第4）により取扱金融機関に融資の依頼をするものとする。

（融資の時期）

第10条 改造資金は、条例第19条第1項に規定する検査に合格した後、融資するものとする。

（融資のあっせんの取消し等）

第11条 市長は、融資のあっせんの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく償還金を期日までに償還しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

（雑則）

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日告示第253号）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日告示第72号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

水洗便所改造資金等融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
 申込者 氏 名  
 電話番号

次のとおり申し込みます。

申 込 金 額				円
希望する取扱 金融機関名				
連 帯 保 証 人	住 所			
	氏 名	Ⓜ	電話番号	
建 物 所 有 者 の 承 認	住 所			
	氏 名		電話番号	
工 事 場 所				
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
改 造 内 容	1 水洗便所に改造	個	3 排水設備工事	
	2 浄化槽の廃止	基		
工事費見積額				円
指 定 工 事 店	住 所			
	商号又は 名称			
添 付 書 類	1 連帯保証人の印鑑証明書の写し 2 申込者の納税証明書の写し 3 連帯保証人の資力を証する書類			

## ○北名古屋市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱

平成19年10月26日

告示第291号

### (目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の接続によって不用となる公共下水道整備区域内にある浄化槽を、雨水貯留施設に転用する者に対し、その転用に要する費用の一部を補助することにより、水資源の有効利用及び環境負荷の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及びし尿を処理する浄化槽をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で、北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号）第2章にて規定するところにより設置するものをいう。
- (3) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する槽及び附属設備で、貯留した雨水を散水等に利用するための施設をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次に掲げる工事等（以下「転用工事」という。）に要する経費とする。

- (1) 浄化槽内部の汚泥のくみ取費及び清掃費
- (2) 浄化槽内部の不用部品の撤去費及び仕切り板の穴あけ工事費
- (3) 浄化槽の浮力防止工事費
- (4) 雨水集水配管及び雨水管の取付工事費
- (5) ポンプ及びポンプの設置に係る工事費
- (6) その他転用に附属する工事費

### (補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公共下水道へ排水設備を接続することにより不用となる浄化槽の転用工事を自らの負担により行う者とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、下水の処理を開始する日から起算して3年を経過したときは、補助金の交付を行わない。ただし、市長が相当の理由があると認めたものについては、この限りでない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 合併処理浄化槽の場合 5人槽まで5万円以内とし、人槽が1人増すごとに1万円を加算する。ただし、限度額は10万円とする。
- (2) 単独処理浄化槽の場合 5人槽まで4万円以内とし、人槽が1人増すごとに8,000円を加算する。ただし、限度額は8万円とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書（様式第1）と併せて北名古屋市下水道条例施行規則（平成19年北名古屋市規則第48号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書（施行規則様式第1）を提出しなければならない。

### (補助金交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否及び補助金の交付額を決定し、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付決定書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、転用工事の計画を変更しようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更申請書(様式第3)に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金変更通知書(様式第4)により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告の提出)

第9条 補助対象者は、転用工事が完了したときは、施行規則第5条第1項に規定する排水設備等工事完了届(施行規則様式第5)と併せて浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書(様式第5)に、必要な書類を添付して市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助対象者は、前条に規定する検査に合格し、補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金交付対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、転用工事の完了後、雨水貯留施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日告示第72号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第6条関係)

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

北名古屋市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

工 事 場 所	
補助事業の目的 及 び 内 容	水資源の有効利用、環境負荷の軽減を図ることを目的とし、浄化槽を雨水貯留施設として活用する。
交 付 申 請 額	円
着手年月日及び完了年月日(予定)	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 配置図、平面図、配管図 2 見積書の写し 3 ポンプ仕様書 4 その他

様式第3(第8条関係)

浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり申請します。

変 更 理 由		
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
添 付 書 類	変更内容が確認できる書類	

様式第5(第9条関係)

浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり報告します。

工 事 場 所	
完 了 年 月 日	
補助金の交付決定額	
添 付 書 類	1 工事写真(着手から完了まで) 2 請求書及び領収書の写し 3 その他

様式第6(第10条関係)

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました浄化槽雨水貯留施設転用費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	預金の種類	口座番号	(ふりがな) 口座名義人
	・普通		
	・当座		

○北名古屋市ディスポーザ排水処理システムに関する指導要綱

平成20年3月27日

告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システムの取扱いについて必要な事項を定めることにより、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム 公益社団法人日本下水道協会の定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)に基づき同協会の製品認証を受けたものをいう。
- (2) 申請者 ディスポーザ排水処理システムについて、北名古屋市下水道条例(平成19年北名古屋市条例第27号。以下「条例」という。)第5条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理を行う次に掲げる者をいう。
  - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
  - イ 賃貸の集合建築物の所有者
  - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (4) メーカー ディスポーザ排水処理システムについて、公益社団法人日本下水道協会の定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)に基づき同協会の製品認証を受けた機器を製造する者をいう。
- (5) 販売店 ディスポーザ排水処理システムを販売する者をいう。
- (6) 維持管理業者 使用者との維持管理業務委託契約に基づき、ディスポーザ排水処理システムの保守点検等の維持管理業務を行う者をいう。

(書類の添付)

第3条 申請者は、北名古屋市下水道条例施行規則(平成19年北名古屋市規則第48号)第4条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書及びディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書(別記様式)に別に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(申請者に対する指導)

第4条 市長は、条例第5条の規定に基づく計画の確認を行う場合は、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書に付する維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムの適切な使用及び維持管理を行うこと。
- (2) 維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを市長に提出すること。
- (3) ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、市長が行う指導に協力すること。

(使用者に対する指導)

第5条 市長は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査の措置を講ずることができる。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者に対し、ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関し、必要な指導を行うことができる。

(使用者の地位の継承)

第6条 市長は、条例第5条の規定に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対しディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行うべき地位を継承するものであること及び第4条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを当該使用者に指導しなければならない。

2 申請者又は使用者は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡を受けた者、賃借人等に対し、第4条各号に掲げる事項を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカー及び販売店に対する指導)

第7条 市長は、メーカー及び販売店に対し、ディスポーザ排水処理システムを販売するときは、申請者又は使用者に、第4条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを説明し、その理解を得るよう努力することを指導しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第150号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月2日告示第14号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日告示第72号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

ディスプレイ排水処理システム設置計画確認申請書

年 月 日

(宛先)北名古屋市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり申請します。

設 置 場 所	
使 用 者	住所 氏名
建 築 物 の 種 類	一般住宅 集合住宅 事業所等( )
メ ー カ ー 名	
品 名	
施 工 期 間	
設 置 施 行 業 者	
維 持 管 理 業 者	
備 考	

○北名古屋市公共下水道処理開始区域外からの汚水の流入に関する取扱要綱

平成20年3月27日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道処理開始区域外から公共下水道を利用して汚水を排除する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(許可の範囲)

第2条 公共下水道処理開始区域外からの汚水の流入（以下「区域外流入」という。）を許可する要件は、公共下水道又は流域下水道の能力及び機能に支障がないと認められる水量及び水質の汚水で、次の各号のいずれかに該当する区域から流入する汚水とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の認可区域内の区域及び認可区域に隣接する市街化区域
- (2) 全体計画区域（基本計画区域）内の市街化区域において、他市町の公共下水道に流入させることができる区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）で規定する市街化調整区域のうち、北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例（平成19年北名古屋市条例第20号。以下「負担金条例」という。）第5条に規定する賦課対象区域に接する一団の土地
- (4) 前号に規定する市街化調整区域のうち、法第16条の規定により公共下水道管理者の承認を受けて、前号の賦課対象区域まで下水道管を整備することにより、区域外流入が可能となる一団の土地

(許可の申請)

第3条 区域外流入をしようとする者は、公共下水道区域外流入許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(許可の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、相当と認める場合は、次に掲げる条件を付して許可をするものとする。

- (1) 法、北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号。以下「条例」という。）その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 公共下水道への排除方式は、分流式とすること。
- (3) 排水設備等に関する許可の権限は、市長に帰属すること。
- (4) 排水設備等を増設し、又は改築する場合は、事前に市長の確認を得ること。
- (5) 市長は、申請者が関係法令及び許可条件に違反したときは、許可の取消し等必要な措置を講ずることができること。
- (6) 排水設備等の計画及び施工に当たっては、市長の指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

2 市長は、前項による許可をするときは、公共下水道区域外流入許可（不許可）決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(構造の基準)

第5条 公共下水道の排水施設に接続する排水設備等の構造については、法、条例及び北名古屋市下水道条例施行規則（平成19年北名古屋市規則第48号）によるものとする。

(費用の負担)

第6条 公共下水道の排水施設に接続する排水設備等の工事費は、許可を受けた者の負担とする。ただし、汚水を排除すべき下水道管が整備されている場合の、公共汚水ます及び取付管は、北名古屋市公共汚水ます等設置に関する要綱（平成18年北名古屋市告示第84号）の規定を準用する。

(受益者負担金等の取扱い)

第7条 第2条第1号及び第2号に規定する区域として許可を受けた者で、負担金条例第5条に規定する賦課対象区域に該当しない場合における受益者負担金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた者は、負担金条例第6条の規定により算出する受益者負担金相当額を工事施工時までに、一括納付しなければならない。
  - (2) 前号において、負担金条例第4条の規定に該当しない土地は、最終負担区の単位負担金額を適用するものとする。
  - (3) 受益者負担金相当額を納付した土地について、当該土地が賦課対象区域に該当することになった場合、納付した受益者負担金相当額を受益者負担金とみなし、負担金条例第6条に規定する賦課すべき受益者負担金額から受益者負担金相当額を減額するものとする。
- 2 第2条第3号に規定する区域として許可を受けた者は、北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例(平成23年北名古屋市条例第3号)第4条の規定により算出する区域外流入分担金を工事施工時までに、一括納付しなければならない。
- 3 第2条第4号に規定する区域として許可を受けた者は、前項の規定により算出する区域外流入分担金相当額を工事施工時までに、一括納付しなければならない。

(使用料)

第8条 公共下水道を使用開始した場合、使用者は、条例に基づき使用料を納付しなければならない。

(財産の移管)

第9条 公共汚水ます、取付管及び公道に設置した施設については、市に帰属するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年9月9日告示第255号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第117号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月2日告示第12号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日告示第72号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第3条関係)

年 月 日

公共下水道区域外流入許可申請書

(宛先)北名古屋市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

公共下水道の区域外流入の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 場 所	
土 地 所 有 者	住 所 氏 名 電話番号
指 定 工 事 店	

## ○北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例

平成23年3月29日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域のうち、北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例（平成19年北名古屋条例第20号。以下「負担金条例」という。）第5条に規定する賦課対象区域に接する一団の土地から公共下水道へ汚水を流入（以下「区域外流入」という。）させる者に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、区域外流入分担金（以下「分担金」という。）の賦課及び徴収をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、区域外流入させようとする建築物が存する土地の所有者をいう。ただし、当該土地の所有権以外の権利（一時使用のために設定された権利を除く。）の目的となっている土地については、その所有者及び所有権以外の権利を有する者が協議して、当該土地の所有権以外の権利を有する者を当該土地に係る分担金の徴収を受けるべきものとして定めた場合には、その者を受益者とみなす。

(受益者の申告)

第3条 区域外流入させようとする当該土地の所有者は、速やかにその土地の所在及び地積等を市長に申告しなければならない。ただし、前条ただし書の規定により、所有権以外の権利を有する者を受益者として定めた場合には、連署して申告しなければならない。

(分担金の額)

第4条 受益者が納付すべき分担金の額は、区域外流入をさせる土地の地積に1平方メートル当たり600円を乗じて得た金額とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、第3条の規定による受益者の申告に基づき、前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを受益者に賦課するものとする。

2 前項の分担金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その分担金の額が100円未満であるときはその全額を切り捨てる。

3 市長は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納期等を受益者に通知しなければならない。

4 分担金は、一括して徴収するものとする。

(分担金の減免)

第6条 分担金に係る減額及び免除については、負担金条例第9条の規定を準用する。この場合において、「負担金」とあるのは、「分担金」と読み替えるものとする。

(分担金の還付)

第7条 市長は、受益者が第5条に規定する分担金を納付した後、別に定める許可を受けた工事に着手しなかったときは、徴収した分担金を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

○北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例施行規則

平成23年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例(平成23年北名古屋市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第2条 条例第3条に規定する申告をしようとする者は、公共下水道区域外流入申告書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 同一の土地について2人以上の所有者又は権利者があるときは、代表者を定め、当該代表者が申告を行うものとする。

(算定基準となる地積)

第3条 条例第4条に規定する分担金の算定の基準となる地積は、公簿に記載された地積とする。ただし、市長は、公簿により難しいときその他特別な理由があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

(分担金額の決定通知)

第4条 条例第5条第3項に規定する分担金の額及び納期等の通知は、公共下水道区域外流入分担金決定通知書(様式第2)によるものとする。

(分担金の納期)

第5条 条例第5条の規定により賦課をした分担金の納期は、同条第3項の規定により通知した月の翌月の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

(分担金の納入通知)

第6条 前条に規定する納期に係る分担金の納入の通知は、公共下水道区域外流入分担金納入通知書(様式第3)によるものとする。

(分担金の減免)

第7条 条例第6条の規定により分担金の減額又は免除を受けようとする者は、公共下水道区域外流入分担金減免申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、公共下水道区域外流入分担金減免決定通知書(様式第5)により通知するものとする。

(減免の基準)

第8条 分担金に係る減額又は免除の基準については、北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(平成20年北名古屋市規則第2号)第11条第1項の規定を準用する。この場合において、「負担金」とあるのは、「分担金」と読み替えるものとする。

(分担金の還付)

第9条 条例第7条の規定により分担金の還付を受けようとする者は、公共下水道区域外流入分担金還付申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、公共下水道区域外流入分担金還付決定通知書(様式第7)により通知するものとする。

3 前項に規定する分担金の還付通知は、公共下水道区域外流入分担金還付通知書(様式第8)によるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規則第32号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第2条関係)

公共下水道区域外流入申告書

(宛先) 北名古屋市長

様

次のとおり申告します。

賦課年度	
申告書番号	

年 月 日

土地所有者  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電 話 番 号

受 益 地			土 地 所 有 者 以 外 の 受 益 者				
土 地 の 所 在	台帳地目	地積(m <sup>2</sup> )	代表者	権利の種類	地積(m <sup>2</sup> )	住 所	(ふりがな)氏 名
			有 無	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借			
			有 無	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借			
			有 無	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借			
			有 無	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借			

様式第4 (第7条関係)

公共下水道区域外流入分担金減免申請書

(宛先) 北名古屋市長

賦課年度	
申請書番号	

年 月 日

受益者  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり区域外流入分担金の減免を申請します。

申請理由						
土 地 の 所 在	地 目		地 積 (m <sup>2</sup> )	減免を受けよう とする地積(m <sup>2</sup> )	分担金額(円)	土地の利用状況
	台 帳	現 況				
合 計						

公共下水道区域外流入分担金還付申請書

賦課年度	
申請書番号	

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

受益者  
住 所  
（ふりがな）  
氏 名  
電 話 番 号

次のとおり区域外流入分担金の還付を申請します。

申請理由						
土地の所在	地 目		地 積 (㎡)	納付済分担 金額 (円)	還付申請 金額 (円)	今後の土地利用計画
	台帳	現況				
合 計						